名古屋市公報

平成29年 5月24日　　第1208号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局法制課長

目　次　　ページ

告示

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について　（環境・地域環境対策課）（第310号）　3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について　（環境・地域環境対策課）（第311号）　5
○ 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧（住都・都市計画課）（第312号）　6
○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧　（住都・都市計画課）（第313号）　7
○ 名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧（住都・都市計画課）（第314号）　8
○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧　（住都・都市計画課）（第315号）　9
○ 名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧（住都・都市計画課）（第316号）　10
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧（住都・都市計画課）（第317号）　12
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧（住都・都市計画課）（第318号）　13
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧（住都・都市計画課）（第319号）　15
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧　（住都・街路計画課）（第320号）　17
○ 名古屋都市計画自動車ターミナルの変更案の縦覧　（住都・街路計画課）（第321号）　19
○ 開発行為に関する工事の完了　（住都・開発指導課）（第322号）　21
○ 特定計量器定期検査の実施　（市経・消費流通課）（第323号）　22
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧　（住都・都市計画課）（第324号）　24
○ 道路に関する告示　（緑土・道路利活用課）（第325号）　26
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定　（健福・保護課）（第326号）　27
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止　（健福・保護課）（第327号）　29
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更　（健福・保護課）（第328号）　31
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の指定管理者の公募について　（健福・高齢福祉課）（第329号）　35
○ 名古屋市鯱城学園の指定管理者の公募について　（健福・高齢福祉課）（第330号）　37

○ 名古屋市南陽交流プラザの指定管理者の公募について
（健福・環境薬務課）（第331号） 39

教　育　委　員　会　告　示

○ 名古屋市体育館の臨時休館について （第15号） 41
○ 名古屋市天白スポーツセンターの臨時休館について （第16号） 42

上　下　水　道　局　告　示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 （第6号） 43

監　　査　　公　　表

○ 平成29年監査公表 （第3号） 67

雑　　報

○ 名古屋市議会正副議長の人事異動 （市会・総務課） 151
○ 特別職人事異動 （監査・監査第一課） 152

名古屋市告示第 310号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 5月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定する区域
名古屋市東区大幸南一丁目 118番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒(ひ)素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

東区大幸南一丁目 118番

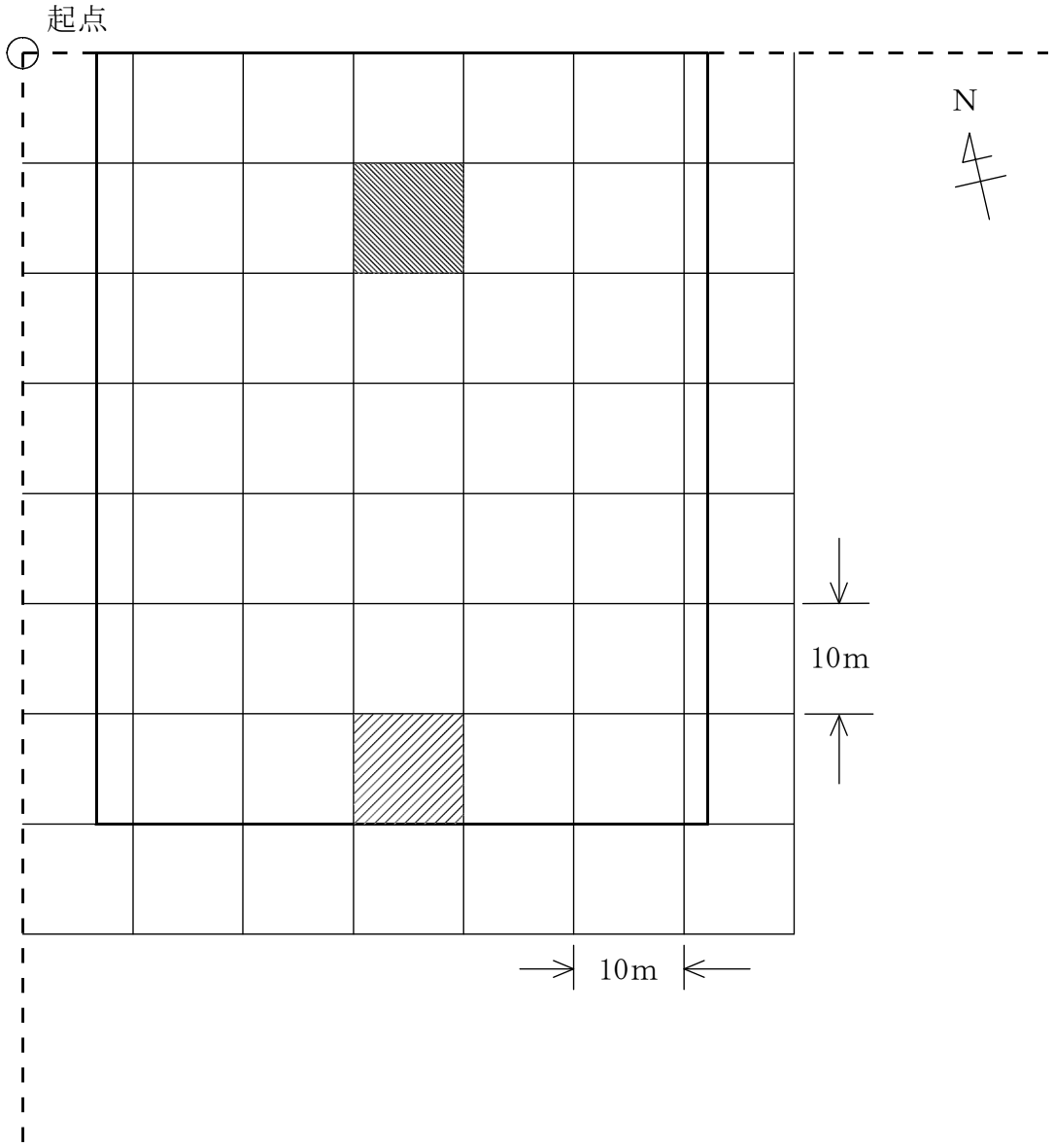

凡例

：調査対象地

：筆の境界

：形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 311号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 5月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定を解除する区域

平成28年名古屋市告示第45号により指定した区域の全部

2　指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物（土壌溶出量基準）

セレン及びその化合物（土壌溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）

砒(ひ)素及びその化合物（土壌溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3　当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 312号

名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2　都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 5月17日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 313号

名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特別用途地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2　都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 5月17日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 314号

名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2　都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 5月17日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 315号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2　都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 5月17日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 316号

名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画風致地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2　都市計画を変更する土地の区域

東山風致地区　名古屋市千種区池上町、鹿子町、鹿子殿、唐山町、清住町、新池町、園山町、高峯町、天白町大字植田字植田山、東明町、徳川山町、田代町字鹿子殿、字瓶杁及び字唐山、仁座町、猫洞通、萩岡町、東山通、東山元町、日和町、平和公園一丁目、平和公園二丁目、平和公園三丁目、星が丘元町、星が丘山手並びに本山町

昭和区高峯町、妙見町、山手通及び八事富士見

名東区高針荒田、植園町、山香町、にじが丘、藤巻町、平和が丘一丁目、平和が丘二丁目及び平和が丘三丁目

天白区天白町大字植田字植田山並びに大字八事字裏山及び字山田

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 5月17日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 317号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画　妙見町地区計画

2　都市計画を定める土地の区域

名古屋市昭和区妙見町及び山手通 3丁目の各一部

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 5月17日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 318号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画　志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画

2　都市計画を定める土地の区域

名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚、字安川原、字川原及び字西浦の各一部

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 5月17日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 319号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画　上志段味まちづくり地区計画

2　都市計画を定める土地の区域

名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚、字海東、字川原、字竹ノ腰及び字細川原の各一部

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 5月17日から同月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 320号

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2　都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・ 5・45号 光音寺内田橋線	名古屋市北区 中切町 6丁目	名古屋市南区 内田橋一丁目	名古屋市中区 栄四丁目 名古屋市昭和区 高辻町

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 5月17日から平成29年 5月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 321号

名古屋都市計画自動車ターミナルの変更案の縦覧

名古屋都市計画自動車ターミナルを変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類

名古屋都市計画自動車ターミナル

2　都市計画を変更する土地の区域

名　　称	位　　置
第 3号栄バスターミナル	名古屋市東区東桜一丁目

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年 5月17日から平成29年 5月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 322号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 5月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　許可年月日及び許可番号
　平成28年 2月19日　27指令住開指第 213号

2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番 355、2878番2791の各一部、2878番3482、2878番3483及び2878番3485

3　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　名古屋市東区泉一丁目 5番31号
　シー・クエンス株式会社
　代表取締役　藤井浩彦

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 323 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成29年 5 月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　定期検査を行う区域

中村区及び港区

2　対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3　実施の期日及び場所

(1) 中村区

検　査　日	検　　査　　場　　所
6 月19日（月）	柳橋中央市場　（マルナカ食品センター：2 階事務所前駐車場）
6 月20日（火）	柳橋中央市場　（中央水産ビル：2 階　駐車場）
6 月22日（木）	柳橋中央市場　（中央水産ビル：2 階　駐車場）
6 月23日（金）	柳橋中央市場　（中央水産ビル：2 階　駐車場）

(2) 港区

検　査　日	検　　査　　場　　所
7月11日（火）	宝神中学校　　（正門：地域スポーツセンター会議室）
7月18日（火）	東港中学校　　（正門：特別活動室）
7月24日（月）	小碓小学校　　（南東門：特別活動室）
7月25日（火）	福春小学校　　（正門：特別活動室）
7月27日（木）	大手小学校　　（西門：特別活動室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 324号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第 2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を平成29年 5月19日から同年 6月 1日まで一般の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成29年 5月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　種類及び名称

名古屋都市計画地区計画　又穂町 2丁目地区計画

2　位置及び区域

名古屋市西区又穂町 2丁目の一部

（別図のとおり）

3　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別　図

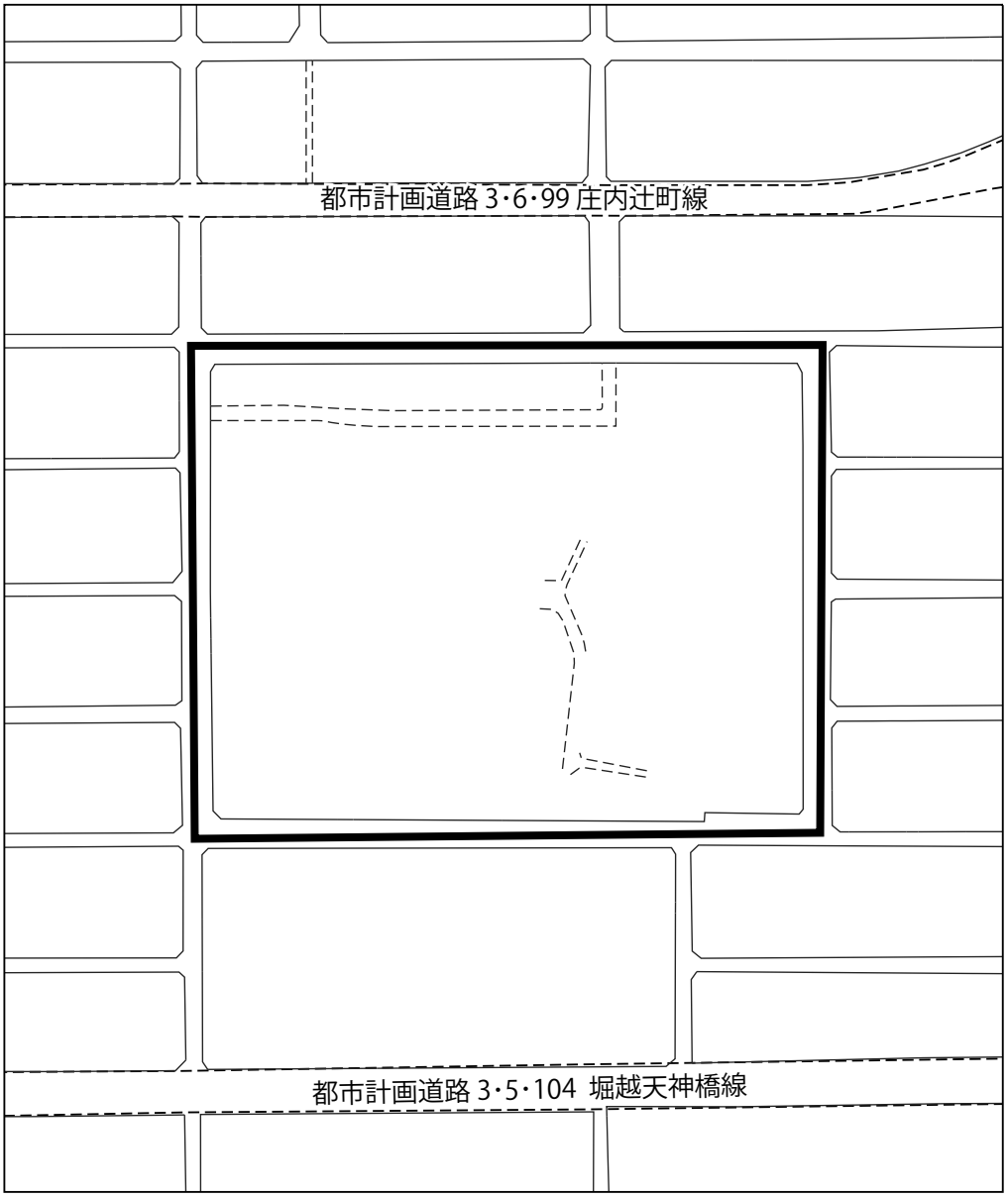

縮尺　1／２，５００

名古屋市告示第３２５号

道路に関する告示

平成10年名古屋市告示第96号及び平成29年名古屋市告示第２４９号の一部を次のように改正します。

平成29年５月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

平成10年名古屋市告示第96号「１　道路の区域変更」の名古屋犬山線の項中

「

名古屋市北区辻町６丁目21番の１地先から 名古屋市守山区大字瀬古字川西35番地先まで

」を

「

名古屋市北区辻町６丁目６番の１地先から 名古屋市守山区大字瀬古字川西35番地先まで

」に改める。

平成29年名古屋市告示第２４９号「１　道路の区域変更」の表中「鳥ケ地新田名古屋線」を「鳥ケ地名古屋線」に改める。

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

名古屋市告示第 326号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
すばる調剤薬局	名古屋市西区市場木町 157番地	平成29年 2月 1日
みどり調剤薬局本店	名古屋市港区七番町 2丁目15番地の 1	平成29年 4月 1日

2　居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
フォレスト調剤薬局	名古屋市天白区平針南四丁目1202番地	平成29年 4月20日

3　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
大隈病院	名古屋市北区大曽根二丁目 9番34号	平成29年 4月 1日
井戸田整形外科名駅スポーツクリニック	名古屋市西区名駅二丁目 6番 5号	平成29年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 327号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 5月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
訪問介護事業所エルスリー名古屋守山	名古屋市守山区大字中志段味字上寺林 104番地の 3	平成29年 2月28日

2　訪問看護及び介護予防訪問看護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
森本医院	名古屋市東区矢田五丁目 1番 8号	平成29年 2月 4日

3　訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
森本医院	名古屋市東区矢田五丁目 1番 8号	平成29年 2月 4日

4　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
森本医院	名古屋市東区矢田五丁目 1番 8号	平成29年 2月 4日
エムハート薬局名駅中央店	名古屋市中村区名駅二丁目45番19号	平成29年 5月 1日
服部薬局	名古屋市南区外山二丁目12番17号	平成28年 12月31日

5　福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
ダスキンヘルスレント名古屋東ステーション	名古屋市天白区原二丁目2904番地	平成29年 3月31日

6　特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
ダスキンヘルスレント名古屋東ステーション	名古屋市天白区原二丁目2904番地	平成29年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 328号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 5月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問介護及び介護予防訪問介護

名　　称		アスモ介護サービス大高
所　在　地	旧	名古屋市緑区大高町字鷲津 173番地
	新	名古屋市緑区南大高三丁目1211番地
変　更　年　月　日		平成28年11月 1日

2　訪問看護及び介護予防訪問看護

名　　称		看護ステーションノーブル
所　在　地	旧	名古屋市名東区社が丘一丁目 809番地
	新	名古屋市名東区社が丘一丁目 804番地
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

3　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

名　　称	旧	スカイ調剤薬局東店
	新	キョーワ薬局百人町店
所　在　地		名古屋市東区百人町 109番地の 1
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

名　　称	旧	スカイ調剤薬局金山店
	新	キョーワ薬局金山店
所　在　地		名古屋市熱田区金山町一丁目 9番 2号
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

名　　称	旧	ゴールデン調剤薬局東海通店
	新	みどり調剤薬局七番町 3丁目店
所　在　地		名古屋市港区七番町 3丁目 1番地
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

名　　称	旧	スカイ調剤薬局香南店
	新	キョーワ薬局香南店
所　在　地		名古屋市名東区香南一丁目 501番地の 1
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

4　通所介護及び介護予防通所介護

名　　称	旧	デイサービスセンターなごやか笠寺
	新	かがやきデイサービス笠寺
所　在　地		名古屋市南区北内町 4丁目22番地
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

名　　称	旧	なごやかデイサービス守山
	新	かがやきデイサービス守山
所　在　地		名古屋市守山区小幡中一丁目26番 7号
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

名　　称	旧	デイサービスセンターなごやか大将ケ根
	新	かがやきデイサービス大将ケ根
所　在　地		名古屋市緑区大将ケ根二丁目 104番地
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

5　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

名　　称		医療法人親和会老人保健施設松和苑
所　在　地	旧	名古屋市中川区打出二丁目50番地
	新	名古屋市中川区かの里三丁目 901番地
変　更　年　月　日		平成29年 6月 1日

6　短期入所療養介護

名　　称		医療法人親和会老人保健施設松和苑
所　在　地	旧	名古屋市中川区打出二丁目50番地
	新	名古屋市中川区かの里三丁目 901番地
変　更　年　月　日		平成29年 6月 1日

7　小規模多機能型居宅介護

名　　称	旧	ハーデンオアシスヴィラ
	新	オアシスヴィラ
所　在　地		名古屋市南区元鳴尾町 242番地
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

8　居宅介護支援事業

名　　称		アスモ介護サービス大高
所　在　地	旧	名古屋市緑区大高町字鷲津 173番地
	新	名古屋市緑区南大高三丁目1211番地
変　更　年　月　日		平成28年11月 1日

9　介護老人保健施設

名　　称		医療法人親和会老人保健施設松和苑
所　在　地	旧	名古屋市中川区打出二丁目50番地
	新	名古屋市中川区かの里三丁目 901番地
変　更　年　月　日		平成29年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 329号

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の指定管理者の公募について

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例（昭和56年名古屋市条例第18号。以下「条例」という。）第 9条第 1項の規定により、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島（以下「施設」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 5月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島

(2) 所在地

三重県桑名市長島町松ケ島 700番地の12

2　指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設を条例第 2条に定める者の利用に供すること。

(2) 施設の使用の許可に関すること。

(3) 使用料の徴収に関すること。

(4) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(5) その他市長が定める業務

3　指定期間

平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日までの 4年間

4　公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号　052-972-2542

ファクシミリ番号　052-955-3367

電子メールアドレス　a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成29年 5月19日（金）から同年 7月 7日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000093329.html

(3) 申請書類の受付

ア　受付期限

平成29年 7月 7日（金）午後 5時30分

イ　受付方法

事前に電話連絡の上、 4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5　募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 330号

名古屋市鯱城学園の指定管理者の公募について

名古屋市鯱城学園条例（平成 8年名古屋市条例第13号）第13条第 1項の規定により、名古屋市鯱城学園（以下「学園」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 5月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市鯱城学園

(2) 所在地

名古屋市中区栄一丁目23番13号

2　指定管理者が行う業務の範囲

(1) 学園を一般の利用に供すること。

(2) 学園の施設の使用の許可に関すること。

(3) 学園の施設の使用料の徴収に関すること。

(4) 学園の維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること。

(5) その他市長が定める業務

3　指定期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 5年間

4　公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号　052-972-2542

ファクシミリ番号　052-955-3367

電子メールアドレス　a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成29年 5月19日（金）から同年 7月 7日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000093333.html

(3) 申請書類の受付

ア　受付期限

平成29年 7月 7日（金）午後 5時30分

イ　受付方法

事前に電話連絡の上、 4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5　募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 331号

名古屋市南陽交流プラザの指定管理者の公募について

名古屋市南陽交流プラザ条例（平成25年名古屋市条例第34号）第11条第 1項の規定により、名古屋市南陽交流プラザの指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 5月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市南陽交流プラザ

(2) 所在地

名古屋市港区東茶屋三丁目 123番地

2　指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設を一般の利用に供すること。

(2) 施設の使用の許可に関すること。

(3) 施設の使用料の徴収に関すること。

(4) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(5) その他市長が定める業務

3　指定期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 5年間

4　公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号　052-972-2654

ファクシミリ番号　052-972-4194

電子メールアドレス　shinsaijo@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成29年 5月19日（金）から同年 6月30日（金）の午前 9時00分から午後 5時00分まで。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス　http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000093368.html

(3) 申請書類の受付

ア　受付期限

平成29年 6月30日（金）午後 5時00分

イ　受付方法

事前の電話連絡の上、 4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5　募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市教育委員会告示第15号

名古屋市体育館の臨時休館について

名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第７号）第15条第１項の規定に基づき、名古屋市体育館を平成29年11月15日から平成30年３月15日まで臨時休館します。

平成29年５月16日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第16号

名古屋市天白スポーツセンターの臨時休館について

名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第７号）第15条第１項の規定に基づき、名古屋市天白スポーツセンターの競技場、第３会議室及び第４会議室を平成30年２月１日から同年12月28日まで、並びに屋内プールを同年１月４日から同年２月12日まで臨時休館します。

平成29年５月16日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市上下水道局告示第６号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成29年５月17日から２週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成29年５月16日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

平成29年６月１日

２　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区　名	町　　名	字・丁　目	摘　要	
北　区	新　　堀　　町		一部	中村区岩塚町 名古屋市上下水道局岩塚水処理センター
港　区	大 西 二 丁 目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出水処理センター
	川 園 一 丁 目		〃	〃
	東 茶 屋 一 丁 目		〃	〃
	東 茶 屋 二 丁 目		〃	〃
守山区	小 幡 千 代 田		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山水処理センター
	川　　上　　町		〃	〃
	川　　東　　山		〃	〃

	幸心一丁目		〃	〃
緑区	有松		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海水処理センター
	浦里二丁目		〃	〃
	大高町	釜野　北鶴田 西向山　向山	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田水処理センター
	大高町	鷲津	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海水処理センター
	神の倉一丁目		〃	〃
	黒沢台二丁目		〃	〃
	古鳴海一丁目		〃	〃
	左京山		〃	〃
	鳴海町	諸ノ木	〃	〃
	ほら貝一丁目		〃	〃
天白区	高島二丁目		〃	〃
	土原一丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局植田水処理センター
	平針南一丁目		〃	〃

	弥　生　が　岡		〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田水処理センター

3　供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

4　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	北区　守山区
分流式	港区　守山区　緑区　天白区

排水施設の位置図

北区（合流式）

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）Ｎｏ．１

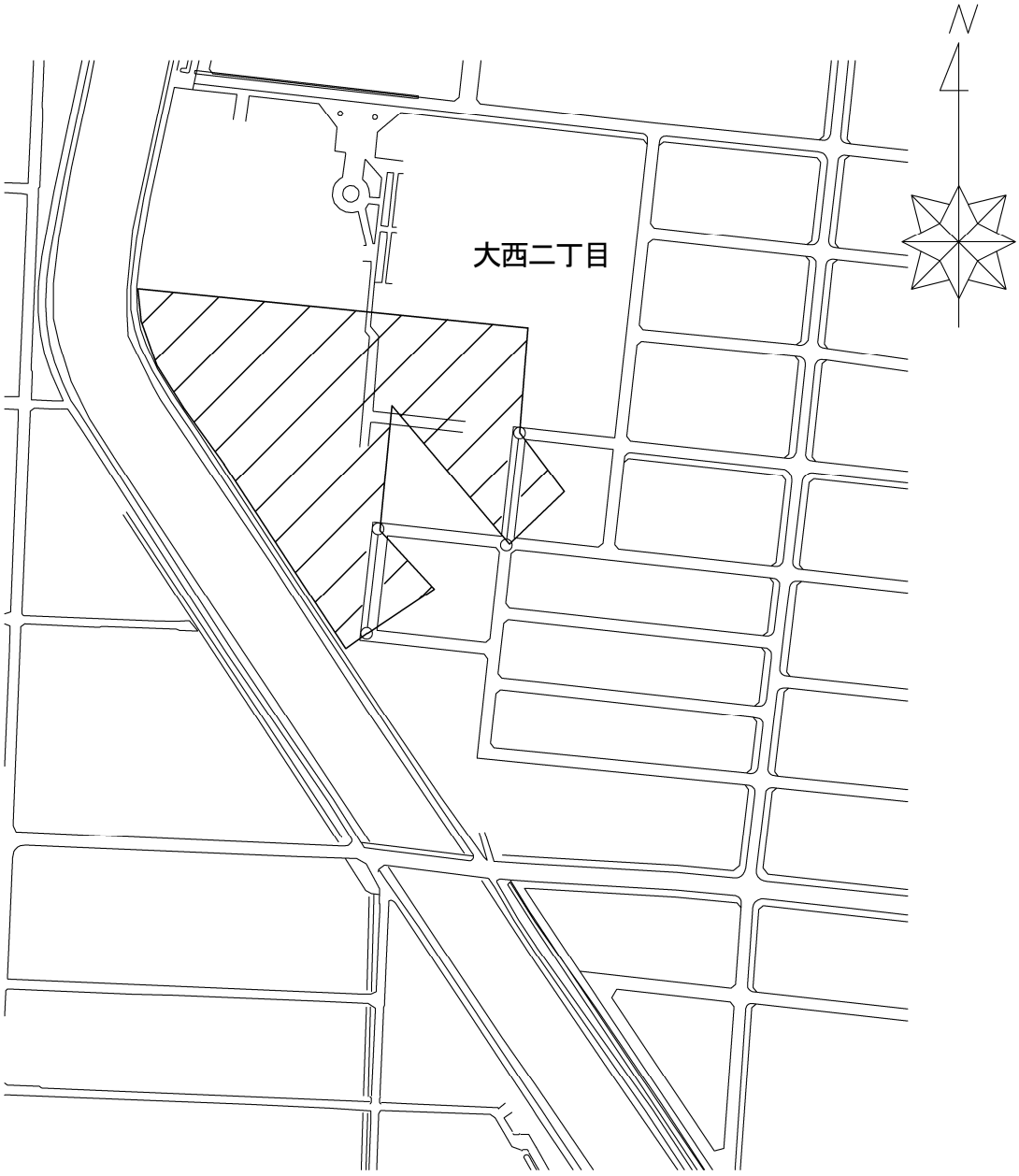

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）Ｎｏ．２

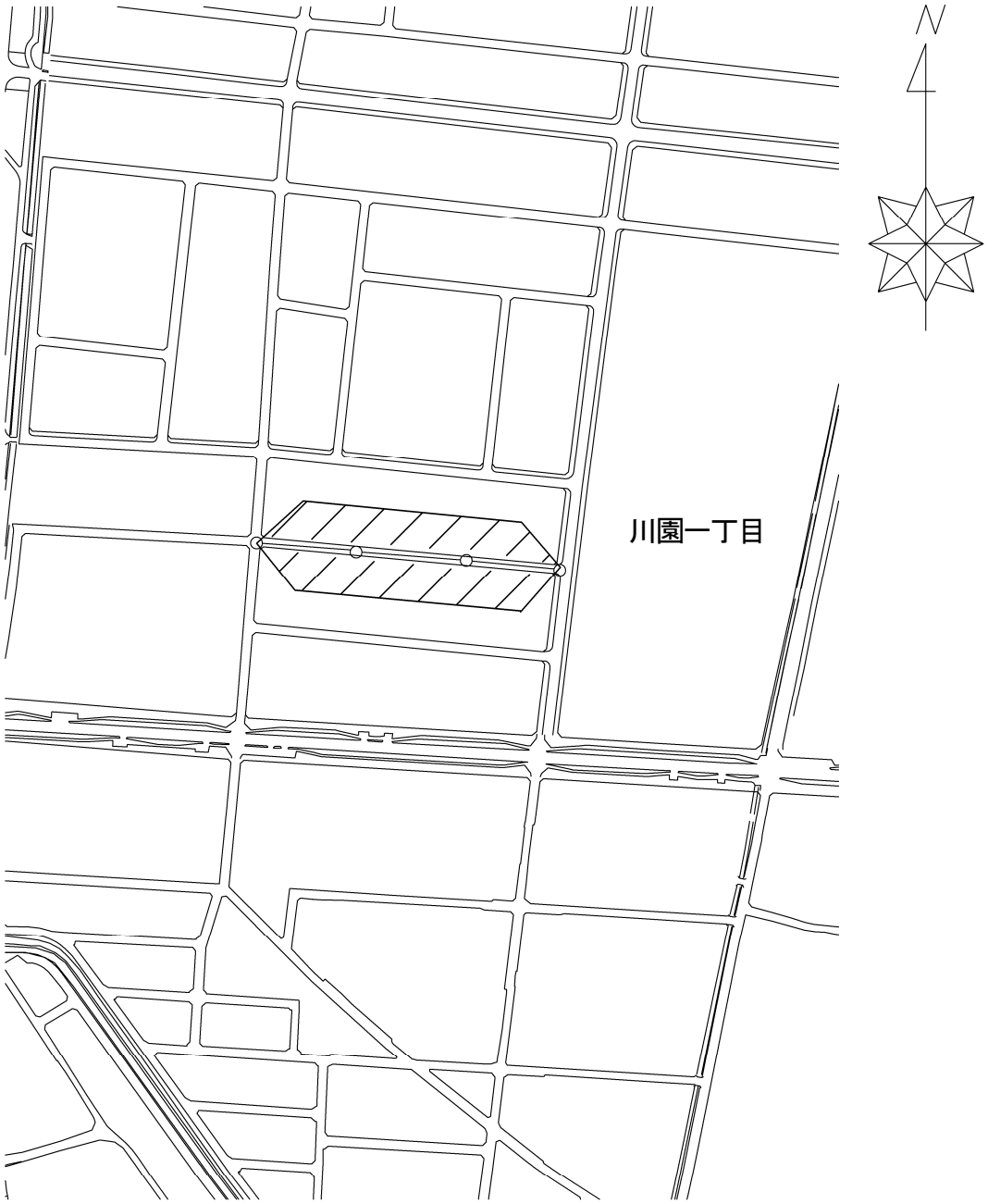

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）Ｎｏ．３

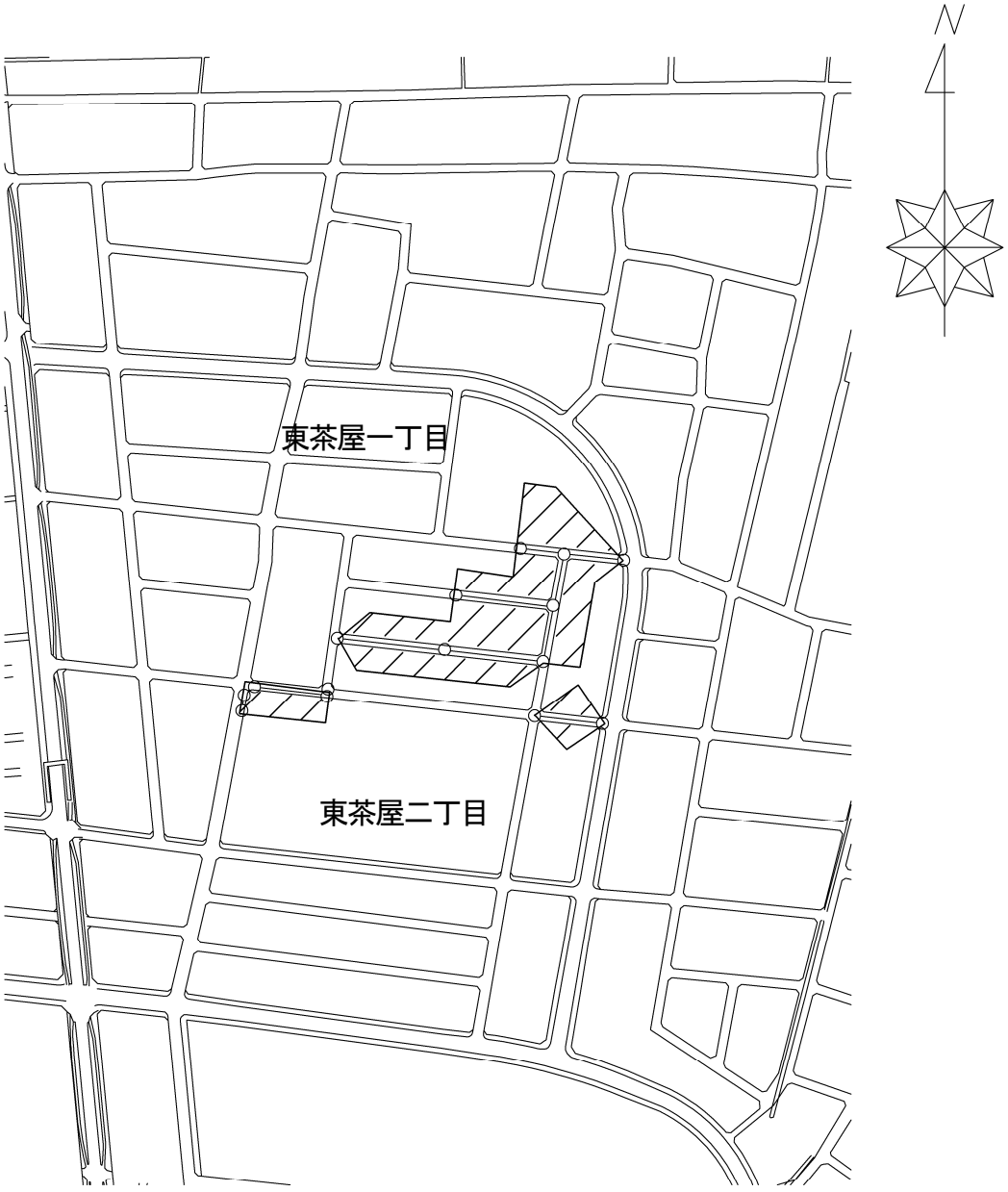

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）Ｎｏ．１

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）Ｎｏ．２

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（合流式）

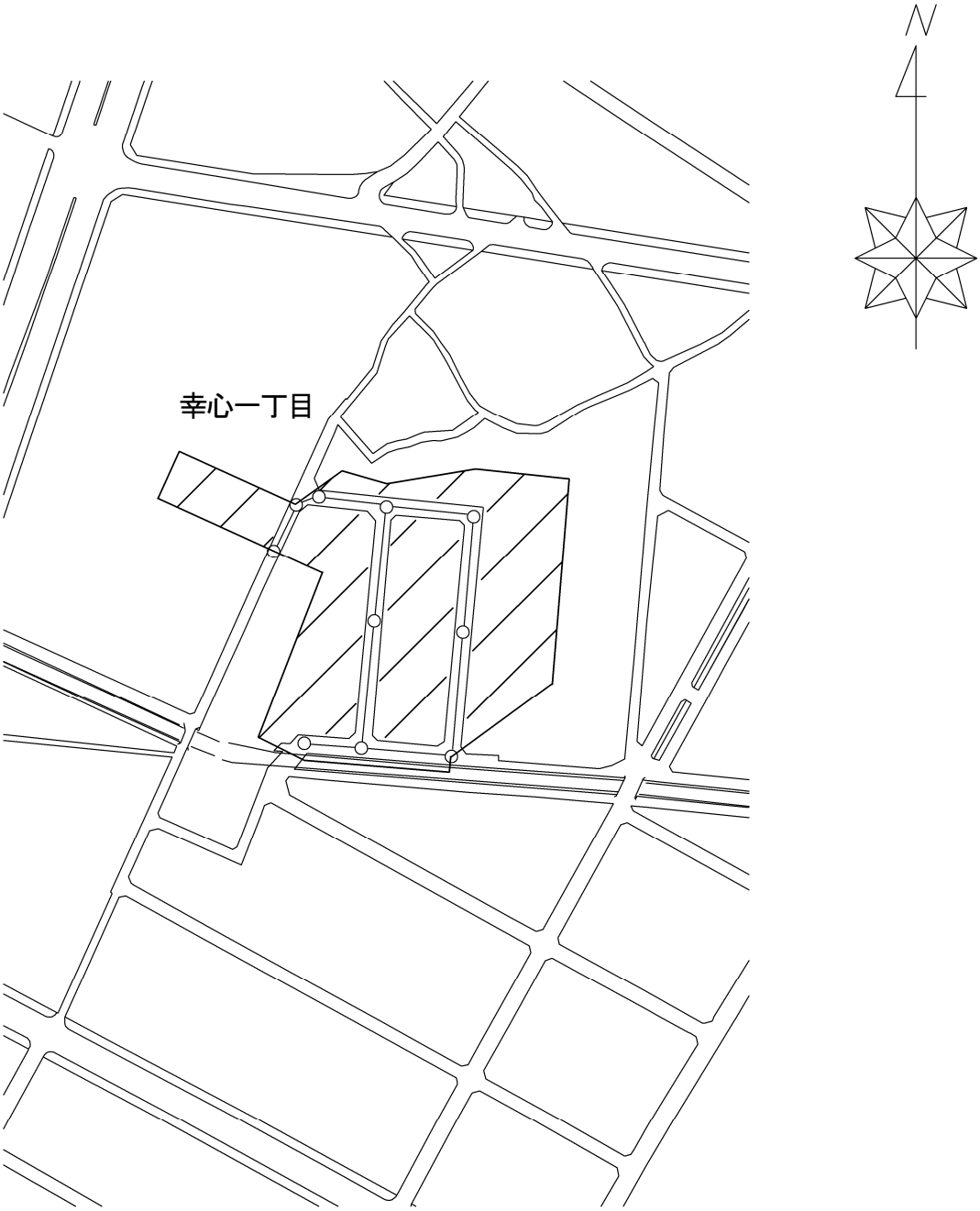

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）Ｎｏ．１

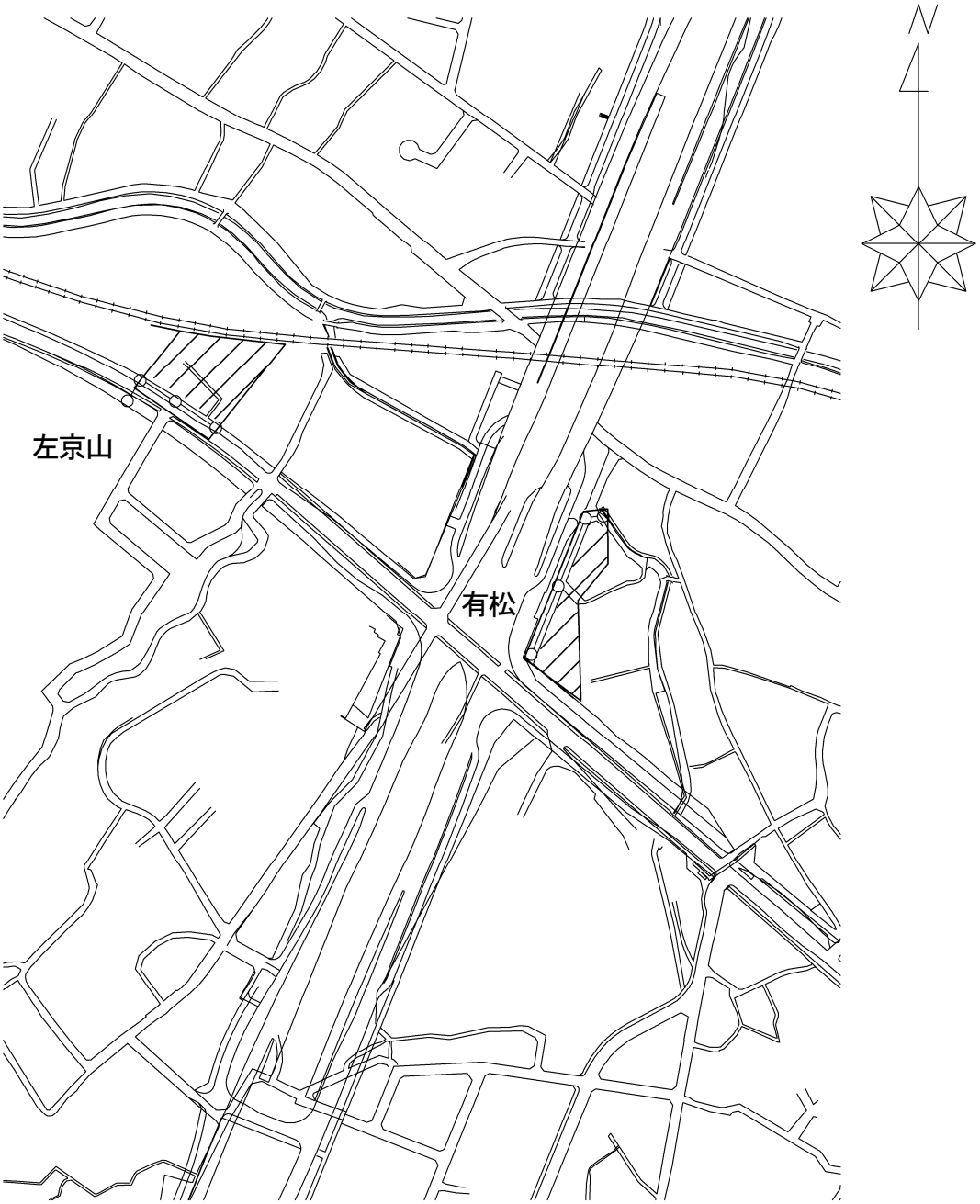

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）Ｎｏ．２

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）Ｎｏ．３

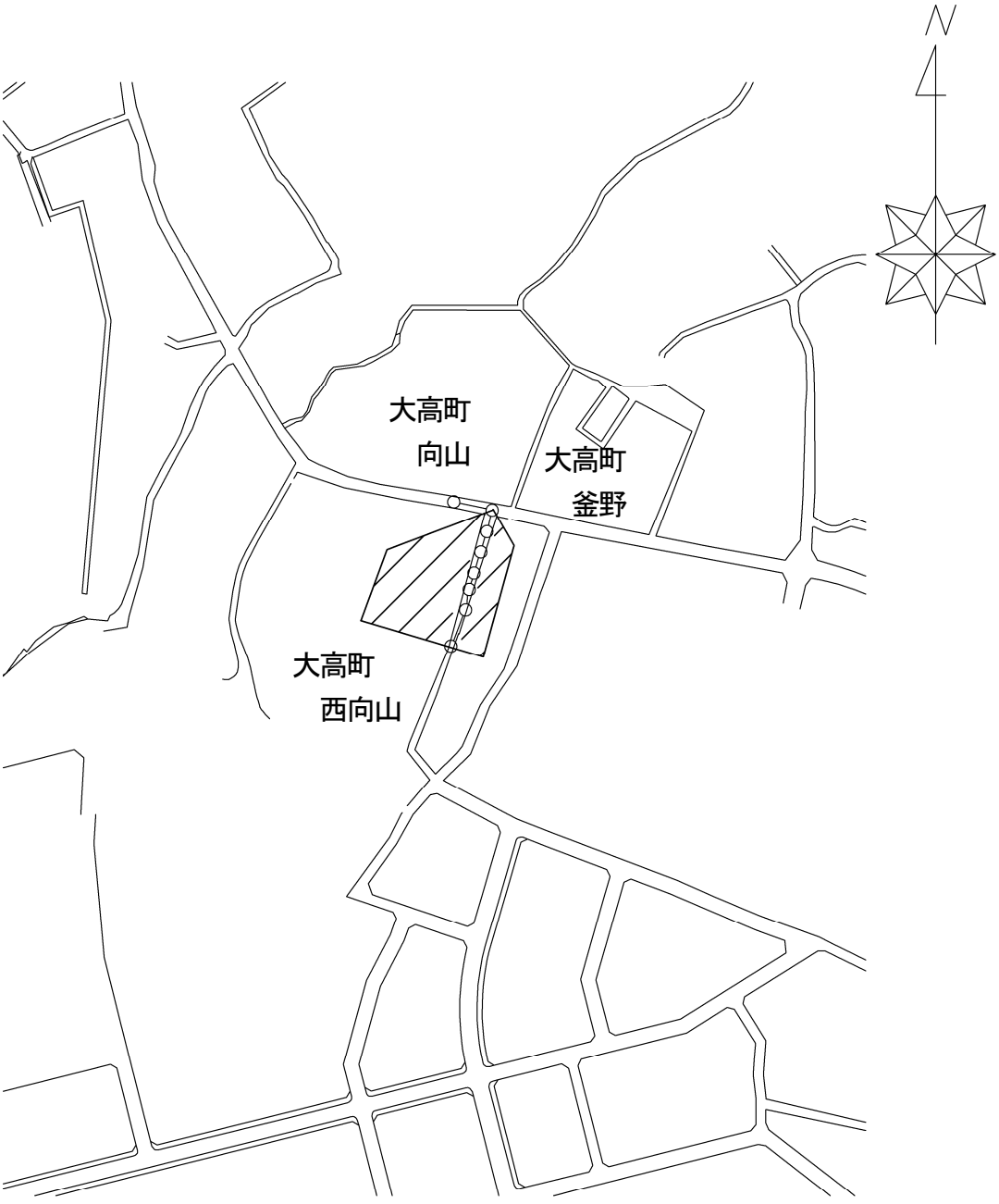

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）Ｎｏ．４

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）Ｎｏ．５

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）Ｎｏ．６

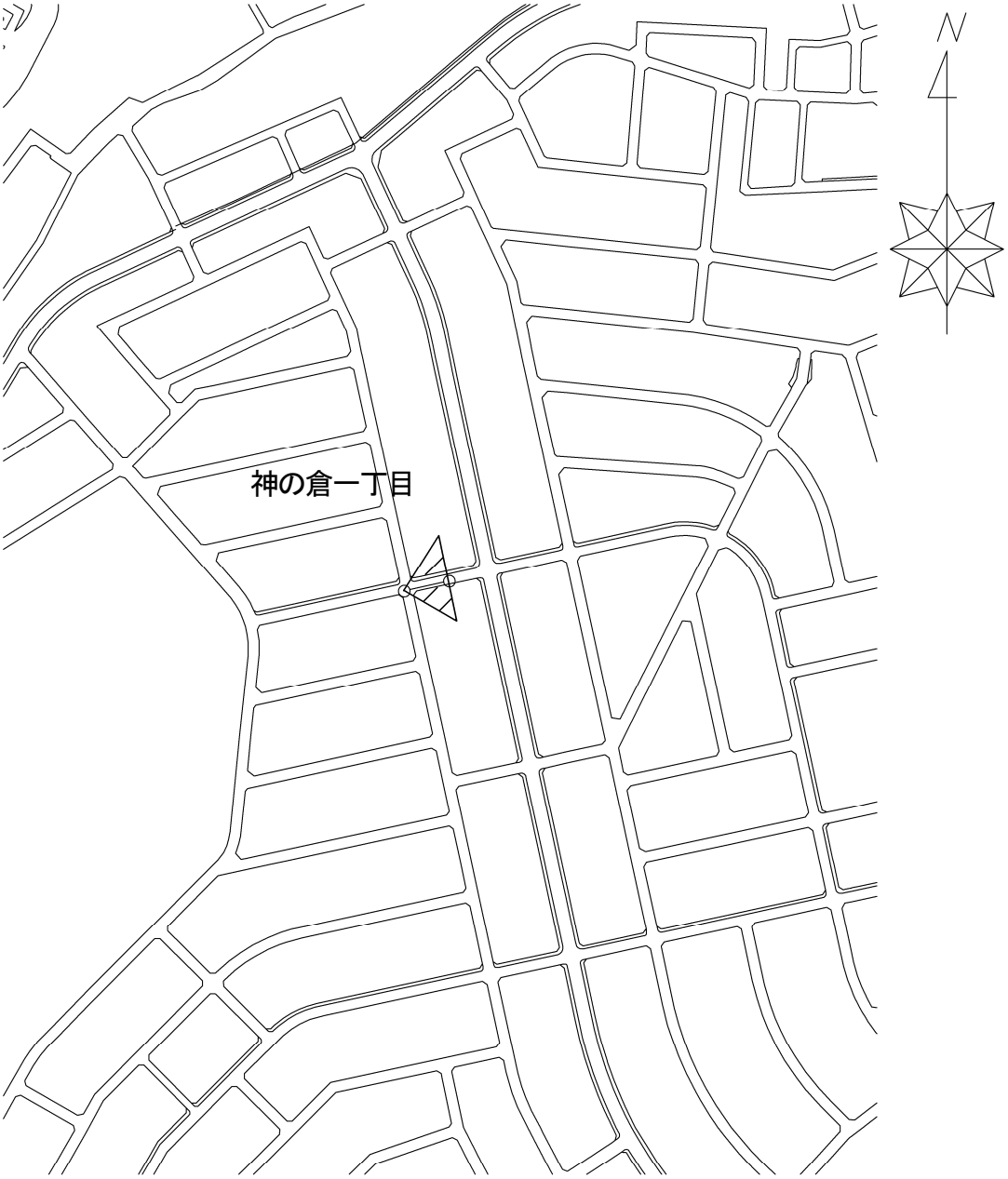

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）Ｎｏ．７

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）Ｎｏ．８

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）Ｎｏ．９

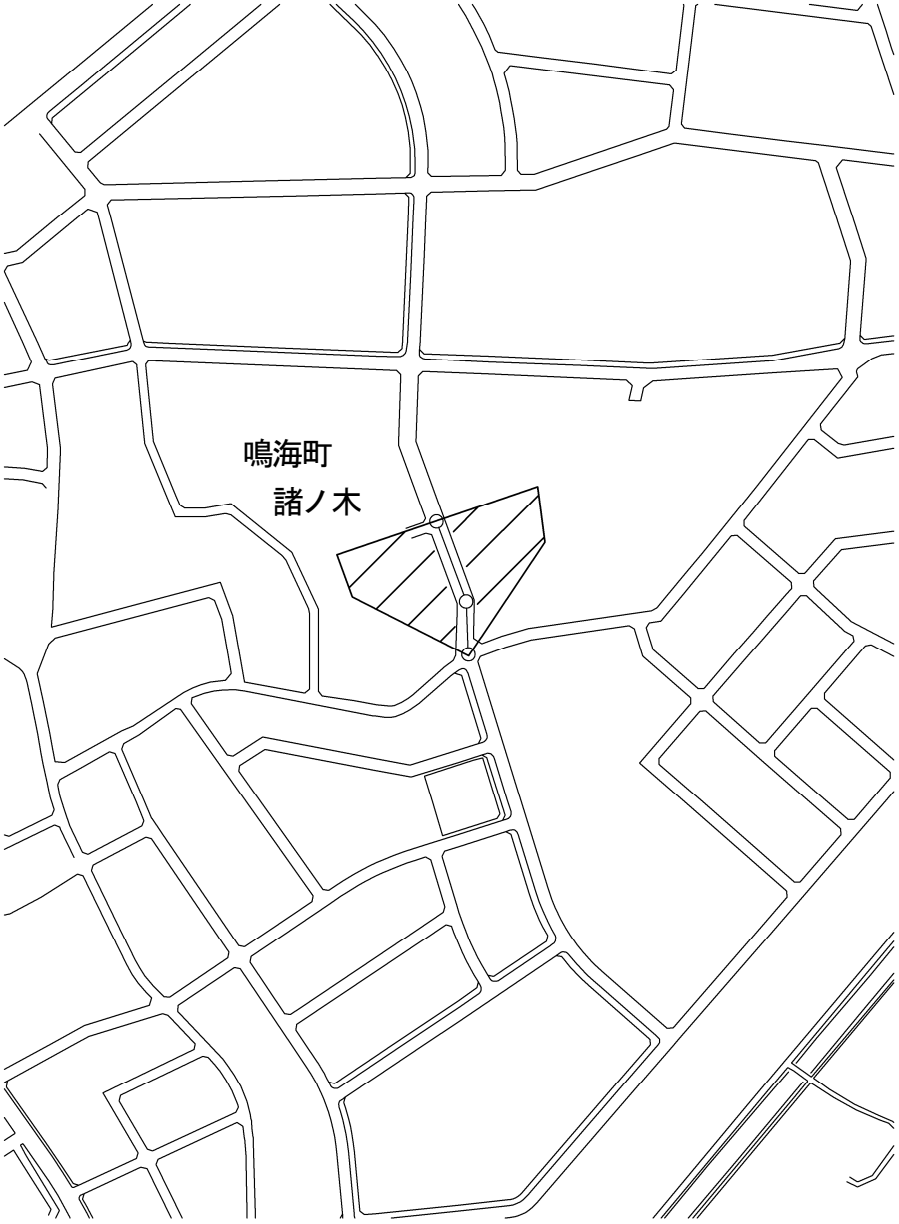

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）Ｎｏ．１０

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）Ｎｏ．１

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）Ｎｏ．２

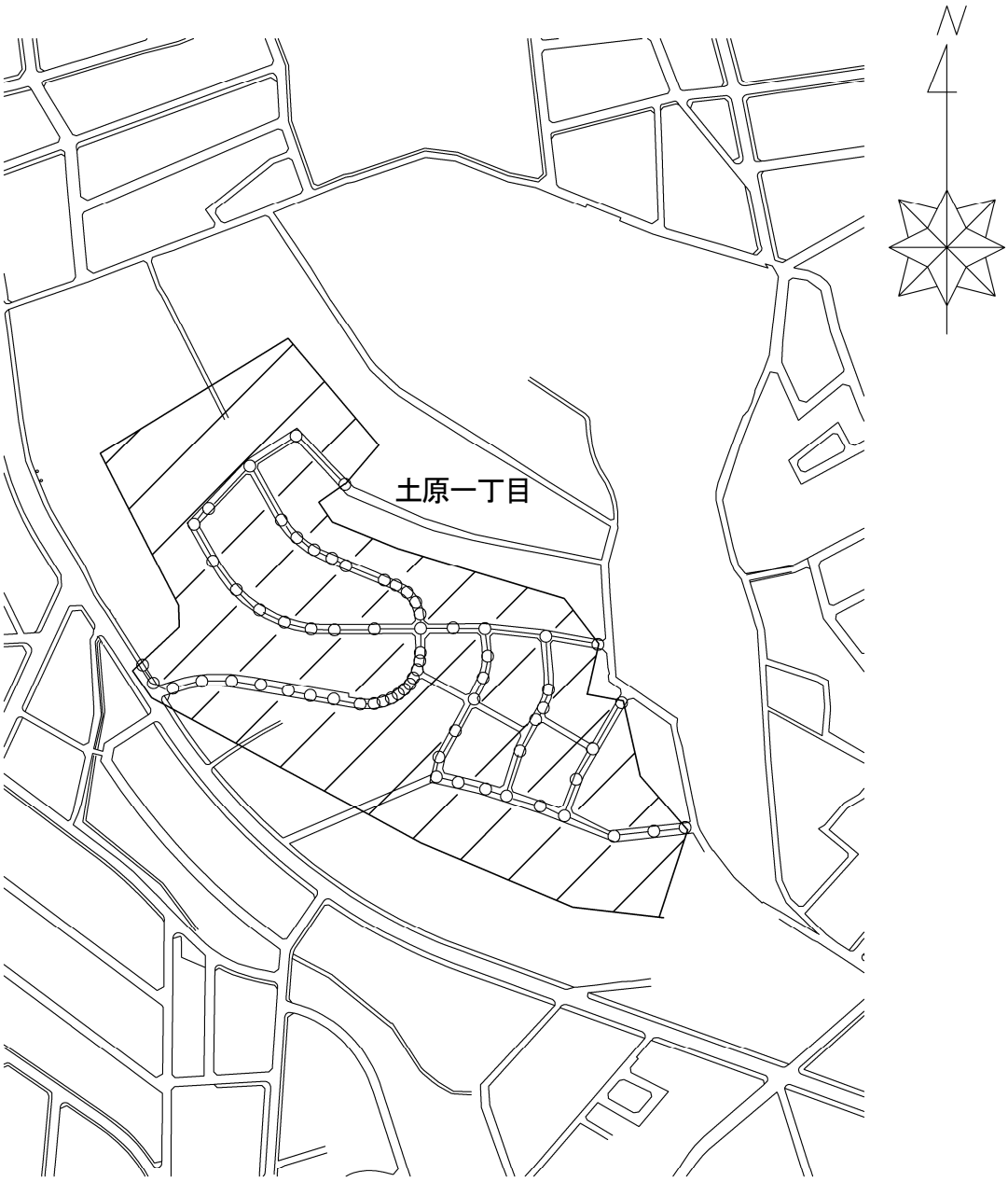

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）Ｎｏ．３

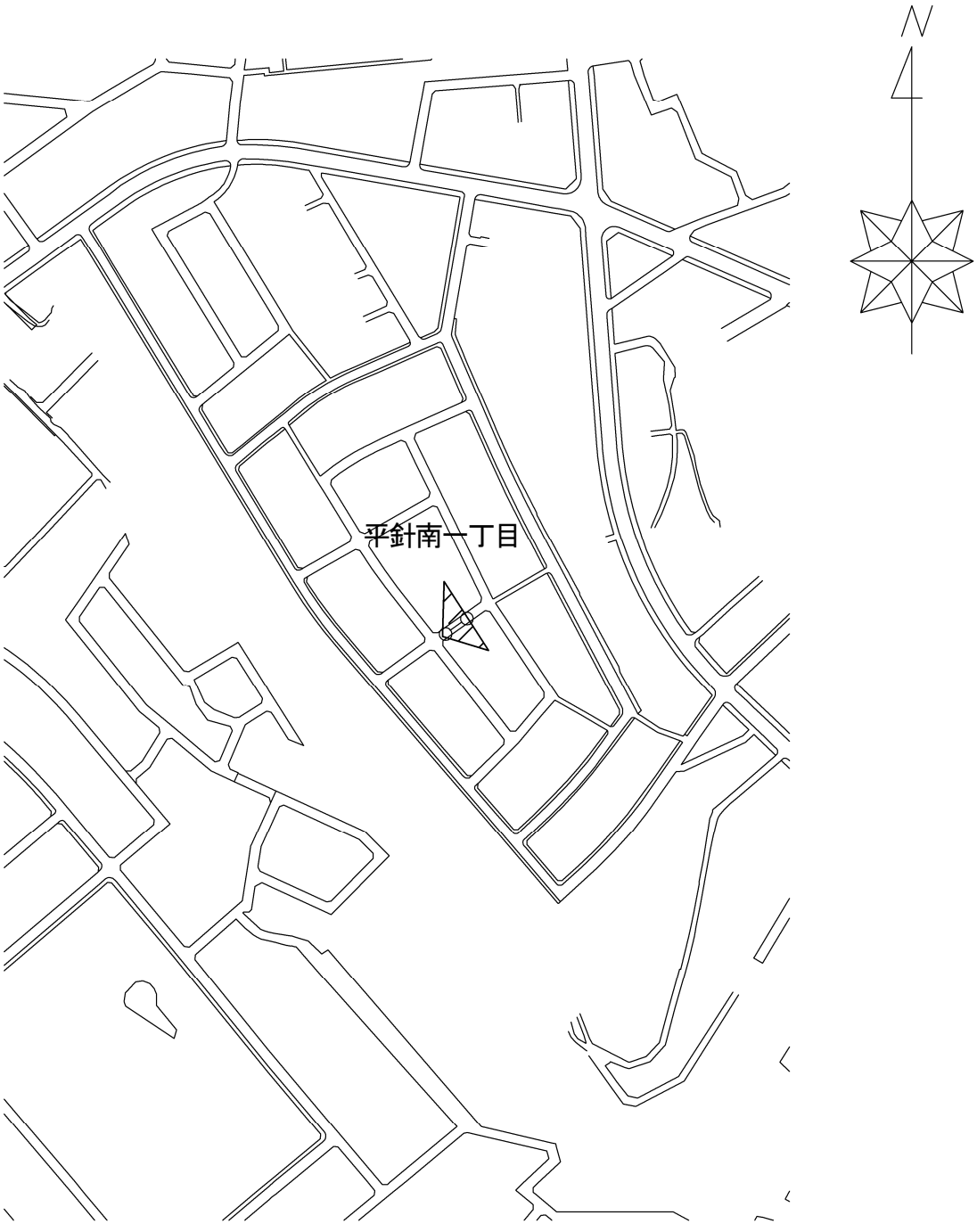

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）Ｎｏ．４

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

平成29年監査公表第３号

地方自治法第199条第２項及び第４項の規定に基づき交通局、市民経済局、観光文化交流局、区役所、財政局、上下水道局、及び健康福祉局、同条第５項及び第７項の規定に基づき公益社団法人名古屋市シルバー人材センター、名古屋市商店街振興組合連合会、名古屋浴場商業協同組合、ＫＮＳ共同事業体、名古屋市文化振興事業団・日本管財グループ、太陽・近鉄グループ並びに関係する所管局の事務について監査を実施したので、同条第９項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

平成29年５月17日

名古屋市監査委員　　中　川　貴　元
同　　小　川　としゆき
同　　黒　川　和　博
同　　橋　本　博　孔

監　査　種　別　　定期監査

監　査　対　象　　交　通　局

監　査　期　間　　平成２８年　９月２０日から
　　平成２９年　４月２６日まで

監　査　結　果

第１　監査の対象及び範囲

今回の監査は、交通局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区　分	本　部	部	監査実施課室公所名
交通局	営業本部	総務部	総務課、広報広聴課、情報システム課、人事課、労務課
		安全監理部	安全監理課、人材育成課
		企画財務部	経営企画課、財務課、会計課、技術管理課
		営業統括部	乗客誘致推進課、営業課、資産活用課
		電車部	運輸課、駅務課、電車施設課、電車運転課、運転指令室、駅務区（東山線、名城線西部、名城線東部、鶴舞線、桜通線）、運転区（東山線、名城線、鶴舞線、桜通線）
		自動車部	管理課、自動車施設課、自動車運転課、自動車車両課、営業所（如意、稲西、鳴尾）
	技術本部	施設部	施設計画課、工務課、営繕課、軌道事務所
		車両電気部	電車車両課、電気課、名港工場、日進工場、電気事務所

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成27年10月1日から平成28年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び事

業運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、現金及び金券類等の出納保管事務や、利用者の安全・安心を確保するための取組みは適正に行われているかなどに着眼して調査した。

また、より適確な監査を実施するため、物品購入事務の監査にあたり、「関係先調査」として購入先が保管する納入記録等を取り寄せ、調査対象とした交通局の関係書類と照合した結果、指摘すべき事項はなかった。

第２　監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

１　指摘事項

⑴ 収入事務

領収書の発行について

⑵ 支出事務

資金前渡の事務処理についてなど 2項目

⑶ 財産管理事務

携帯型アルコール検知器の貸与について

⑷ 事業運営事務

36協定上の時間外労働時間を延長するための協議についてなど 4項目

２　意　見

⑴ 地下鉄事業における安全対策について

⑵ 市バス事業における安全対策について

第３　指　摘　事　項

１　収入事務

領収書の発行について

名古屋市交通局会計規程（以下「会計規程」という。）によれば、金銭収納員は、その所管に属する収入金の収納について領収書を発行することができるとしている。

地下鉄駅においては、改札窓口や駅長室（以下「改札窓口等」という。）での乗車券の販売やＩＣカード乗車券のチャージにあたり、購入者から申出があった場合に、取扱内容や領収金額を記載した領収書を発行している。この領収書の発行事務について調査したところ、会計規程に定める様式以外に、駅によって異なる領収書の様式を用いていた事例があり、それらについては金銭収納員名以外で発行している状況であった。また、原符の保管や一連番号等によって整理されていないため、交付状況が把握できなかった。

これに関して、交通局に確認したところ、改札窓口等における領収書の発行について、取扱いや様式を定めた要綱等はないとのことであった。

領収書の発行については、会計規程に則り適切に行われるよう徹底するとともに、取扱内容を記載した簡易な証明書等を発行する場合には、各駅において統一的な取扱いとなるよう会計規程や要綱等を整備されたい。

（会計課、駅務課）

２　支出事務

⑴　資金前渡の事務処理について

会計規程では、職員に資金を前渡することができる経費として、式典、講習会、懇談会その他会合または催物の場所において直接支払を必要とするものなどを定めている。

資金前渡精算報告書を調査したところ、講習会の受講料を前渡金として受領した後、銀行窓口で主催者の指定する口座に振り込んでいる事例があった。

講習会の場所において直接支払を必要とする経費とは認められないので、資金前渡により支出することのないよう周知徹底されたい。

（安全監理課、会計課、自動車車両課、工務課）

⑵ 還付金の取扱いについて

交通局のバス運転士は、運行中のバス車内で乗車券等を発売するため、つり銭の支払のための現金（以下「つり銭資金」という。）を管理している。

また、バス運転士は、誤って乗車した利用者から発車前に申告があった場合等に、利用者が支払った乗車料金を還付するため、還付用の現金（以下「車内還付金」という。）を管理している。

鳴尾営業所において、バス運転士が、乗車券の車内発売で渡すべきつり銭の額を誤って利用者に過払いしたためつり銭資金が減少した際、バス運転士が管理する現金を営業所において補充するにあたって、車内還付金を使用したものとして処理していた。

なお、営業所における車内還付金の処理について、本来であれば、利用者が支払った乗車料金である収入と、車内還付金としての支出の額は釣り合うため、営業所における売上金額への影響はない。一方で、今回の事例では、つり銭資金の過払いによる支出相当額について車内還付金を使用したため、相応する乗車料金が存在しないことから、営業所における売上等の処理と実態に誤差が生じていた。

つり銭資金と車内還付金は性質が異なることから、それぞれ運用が定められているものであるので、適切な取扱いについて理解を深めるよう局内において今一度周知されたい。（管理課、鳴尾営業所）

3　財産管理事務

携帯型アルコール検知器の貸与について

地下鉄事業では、地下鉄運転士、地下鉄車掌、助役及び駅務員（以下「地下鉄運転士等」という。）は、一部の例外を除き、点呼時にアルコール検知器を使用し酒気を帯びていないかを把握している。

さらに、飲酒運転の違法性・重大性を再認識させ、点呼時のアルコール検知事案を根絶するために、地下鉄運転士等への携帯型アルコール検知器（以下「携帯型検知器」という。）の貸与を行い、出勤する際に携帯型検知器を使用

してアルコールが検知されないことを自己確認させている。また、携帯型検知器に不具合が生じた場合は、速やかに所属担当者に不具合の申出をさせるとともに、「個人携帯用アルコールチェッカー（故障・紛失）状況報告書」（以下「状況報告書」という。）を提出させ、代替品の貸与を行うこととしている。

携帯型検知器の管理事務について調査したところ、平成28年度に携帯型検知器を半数程度更新した際、更新前の携帯型検知器を返納させているが、紛失のため返納されていない事例が複数あった。また、点呼時のアルコール検知事案の中には携帯型検知器が故障している事例があった。これらの中には、携帯型検知器の紛失や故障について状況報告書が提出されていない事例も見受けられた。

運輸課においては、地下鉄運転士等一人ひとりに携帯型検知器の貸与の趣旨を理解させることはもとより、物品の管理責任について自覚を持つよう周知するとともに、携帯型検知器の紛失や故障の状況を把握し代替品の貸与を適切に行うなど、管理を徹底されたい。（運輸課）

4　事業運営事務

(1) 36協定上の時間外労働時間を延長するための協議について

労働基準法（昭和22年法律第49号）により、使用者は労働者に休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十時間を超えて労働させてはならないが、事業場ごとに勤務時間の延長について労使協定（以下「36協定」という。）を締結し、時間外労働休日労働に関する協定届を行政官庁に届け出ることにより、当該協定の限度内で労働時間を延長して労働させることができる。

また「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第 154号）により、限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じたときに限り、労使当事者間において定める手続きを経て、限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる。

交通局における36協定は、名古屋市交通局長と名古屋交通労働組合執行委員長との間で締結されているが、その内容を確認したところ、限度時間を超えて労働時間を延長するための手続きについて、協議によりとしか書かれておらず、

具体的に定められていない状況であった。

そこで、限度時間を超えて労働時間を延長していた公所において、具体的にはどのように協議を行っていたか確認したところ、労働組合の所属の支部に事前に協議したという回答をした公所もあったが、その場で回答が得られなかった公所もあった。

また、労務課に確認したところ、所属長が労働組合の所属支部との間で協議を行うことを想定しているものの、そのことについて各課室公所に対して周知していないとのことであった。

このような状況であることから、限度時間を超えて労働時間を延長するための協議を行うことを失念し、労働基準法に違反した超過勤務を命じてしまう恐れがある。交通局においては、労使当事者間において定める限度時間を超えた労働時間の抑制に努めることは言うまでもないが、やむを得ず労働時間を延長する場合の手続きについて、各課室公所に具体的に周知し、確実に行われるよう徹底されたい。（労務課）

⑵ 駅構内録画画像の提供及び閲覧について

地下鉄駅においては、駅施設等における事故の防止、鉄道テロ等の犯罪の防止及び駅長室入退室者の監視等を目的として、施設管理用カメラを設置している。

この施設管理用カメラの録画画像については、名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針に基づき、各駅において管理規程を定めるとともに、「駅構内録画装置の取扱いについて」（平成25年 7月 1日運輸課長名通知）によって取扱いを定めている。

これらの規程等によれば、録画画像の閲覧権者は駅務区長、管区駅長、首席助役としている。また、録画画像を提供する際は、駅務区長は捜査関係事項照会書等の法令または条例に定めがある文書の提出を依頼し、駅構内録画画像提供控を作成することとしている。

録画画像提供の状況を調査したところ、閲覧権者ではない職員が録画画像を取り扱っており、また、実際の録画画像の提供及び駅構内録画画像提供控の作成にあたっては、駅務区長の決裁がされていない状況であった。

駅構内の施設管理用カメラの録画画像には、駅利用者の個人情報も含まれており、厳正な取扱いが必要であるため、こうした状況は個人情報保護の観点から不適切である。また、捜査関係事項照会書に対して回答書等を作成していないが、提供の方法としては、回答書等を作成することが望ましい。

交通局においては、録画画像を外部へ提供する際の手続きについて、駅務区長への決裁や駅構内録画画像提供控と回答書のあり方について整理するとともに、駅構内録画画像の提供及び閲覧について適切に管理するよう各駅に対して周知されたい。（駅務課）

⑶ 情報の保護及び管理の方法に関する定めについて

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則によれば、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めなければならず、行政文書を取得し、または作成した後は、当該行政文書の内容等に応じた保管場所及び保管方法を定め、適切に保管することとしている。

交通局では、乗車券関係帳表類の取扱要綱において、駅における乗車券の発売、精算、管理、収入金の取扱いや、各帳表の保存年限について定めており、各帳表は、管区駅または各駅で保存することとしている。

また、乗車券関係帳表を取り扱うのは駅務区のみであったが、交通局における組織改編によって、平成26年度から一部の駅において運転区による駅務業務の兼務を実施しており、兼務を実施する運転区においても乗車券関係帳表を取り扱うこととなった。

東山線運転区の情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）について調査したところ、平成26年度から東山線運転区が駅務業務を兼務している高畑駅のほか 4駅において、乗車券関係帳表を取り扱っているにも関わらず、情報に関する定めのなかで保管場所を定めておらず、また、機密情報の有無も明確になっていない状態となっていた。

情報に関する定めについて改定し、行政文書を適切に管理するとともに、情報を取り扱う職員一人ひとりが情報の保護及び管理について正しく理解するよう周知されたい。（東山線運転区）

⑷ グリストラップの維持管理について

鳴尾営業所では、庁舎の排水系統にグリストラップが設置されている。グリストラップは、下水管に大量の油や浮遊性の残飯が入り込むことを防ぐためのもので、阻集器と呼ばれる設備の一つである。

阻集器については、上下水道局が定める給排水設備の構造と維持管理に関する基準及び指導要綱によれば、詰まりはないか、沈殿分離物の除去は適切かを定期的に点検し、正常な状態を保持するように努めることとされている。

鳴尾営業所では、食堂での調理業務が廃止されたため排水量が減少し、職員が調理を行った際の汚水がグリストラップ内に長期間滞留するようになり、細菌類が大量発生して排水管が閉塞し、敷地内で汚水が溢れるという状況が繰り返し発生していた。その都度業務委託により洗浄修理を行っていたが、時期によっては 1箇月余で再度閉塞することもある状況となっていた。

これに対し、自動車施設課では原因を追究し対策するための調査委託を行っており、報告においては、調理業務の廃止によりグリストラップは水質基準上不要となっているため、廃止することが推奨されていた。また、グリストラップを廃止しない場合、継続的に薬剤を投入するか、定期的に清掃する必要があると提案されていた。

調査委託の報告を受け、薬剤の投入や職員による清掃を実施したものの、十分な対策とはならず、その後も排水管が閉塞して汚水が溢れ、業者を呼んで洗浄修理を行う状況が生じていた。

グリストラップは浮遊性の残飯や油分を分離する装置であって定期的な残飯等の回収や清掃が不可欠であり、排水管が閉塞し汚水が溢れるまで放置してよいものではない。細菌類の大量発生のほか、汚水の腐敗による悪臭や不衛生な虫等を予防する観点から、排水設備の適切な維持管理に努められたい。

また、食堂での調理業務は廃止されグリストラップは不要なものとなっており、不要な設備の維持管理のために業務委託の費用や職員の労力が生じていると考えられる。今後も長期にわたり定期的な点検清掃を行う場合と改修工事等の抜本的な対策を講じる場合のトータルコストを比較し、より経済的な方法によって対処されたい。　　（自動車施設課、鳴尾営業所）

第４　意　見

１　地下鉄事業における安全対策について

平成28年 8月に東京メトロ銀座線で、盲導犬を連れた方がホームから転落し、電車にひかれて亡くなるという痛ましい事故が発生しており、全国的に大きく報道された。この事故を契機として、国土交通省による鉄道事業者等を委員とした「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」（以下「検討会」という。）が開催された。検討会における中間取りまとめでは、駅ホームにおける転落事故防止への取組みは、視覚障害のある方を始め全ての旅客にとって大変重要な課題であるとして、ハード面の対策について、一日に10万人以上が利用する駅では平成32年度までにホームドア等を整備することや、一日に 3千人以上が利用する駅では速やかに内方線付き点状ブロック（図１）を整備すること等を具体的措置として策定した。また、ソフト面の対策について、ホームドア等未整備駅においては、介助者がいない視覚障害のある方に気付いた際は声掛けを行い誘導案内の希望を確認し、希望しない場合であっても可能な限り乗車するまで見守るなど、駅員等による誘導案内の強化や接遇能力の向上等も具体的措置として策定している。

図１　内方線付き点状ブロック

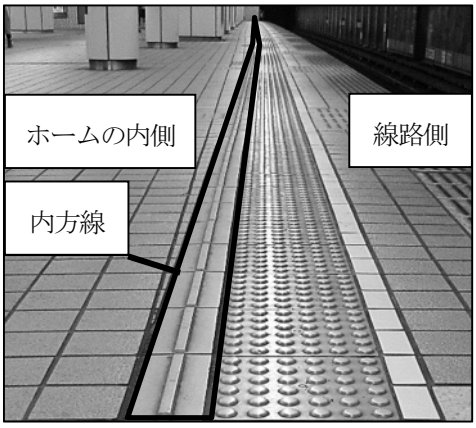

そして、愛知県内の障害者団体も、東京メトロ銀座線での転落事故を受けて、ホームドア等設置を始めとしたハード面及びソフト面での安全対策を求める要望書を、中部運輸局や各鉄道事業者に提出している。

本市の地下鉄事業においては、安全性向上のための施策として、可動式ホーム柵（以下「ホーム柵」という。）について、上飯田線、桜通線に続いて平成27年度に東山線で稼働を開始している。また、名城線及び名港線は平成32年度のホーム柵の稼働開始を目標としており、検討会における中間取りまとめのホームドア等設置の基準である一日に10万人以上が利用する駅については、基準を満たす見込みである。一方、ホームドア等の整備の見通しが立っていない鶴舞線について

は、視覚障害のある方がホームの内側と線路側を判別できる内方線付き点状ブロックの整備を進めており、平成29年度の完了を目指している。これらのハード面の対策の他にも、高齢者や身体障害者を介助する技術とおもてなしの心を身に付けることを目指した資格であるサービス介助士資格の取得の推進、障害のある方を講師に招き講義や疑似体験を行うバリアフリー研修等、ソフト面の対策も行っている。

交通局においては、障害者団体からの要望も参考にしながら、ハード面の対策としては、財政的に厳しい状況ではあるが名城線及び名港線のホーム柵及び鶴舞線の内方線付き点状ブロックを着実に整備されたい。また、ホームドア等の技術の進歩等に注視しつつ、引き続き鶴舞線へのホームドア等の導入に取り組まれたい。さらに、ソフト面の対策としては、視覚障害のある方への声掛けや見守り等を継続的に行い転落事故等の防止に努められたい。

表１　路線別転落件数の推移

区　分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度 上半期
東山線	11 件	19 件	14 件	6 件	0 件
名城線・名港線	10 件	18 件	19 件	24 件	5 件
鶴舞線	6 件	13 件	15 件	7 件	6 件
桜通線	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
上飯田線	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合　計	27 件	50 件	48 件	37 件	12 件

(注)　視覚障害のある方のほか、酩酊、体調不良の方等の転落件数を含む。

2　市バス事業における安全対策について

市バス事業においては、平成26年度に法令違反や重大な運行ミス等の不祥事が続発したことから、中部運輸局による文書指導及び監査が実施される状況となっていた。そこで「市バスの新たな運行ミス等防止対策」（以下「防止対策」という。）を策定し、その対策の一環として、平成27年度には、画像や音声を利用した進路指示機能や遅早発防止機能等により運転士をサポートする運行支援システムを市バス車両に順次導入し、平成28年 3月に全車両への導入が完了したところである。

運行支援システムの導入を始めとした防止対策の成果を見てみると、表２のとおり、運行ミス全体としての件数は減少傾向にある。しかし、運行ミスの件数について、導入途上である平成27年度と導入が完了している平成28年度それぞれの上半期を、区分ごとに比較すると、ダイヤ誤りや行先表示誤りは大きく減少している一方で、路線誤りとバス停通過は増加している。特に、路線誤りについては、運行支援システムによる進路指示機能の効果により減少が期待されるところであったが、その成果が認められない状況となっている。

路線誤りをした際には、ダイヤ通りに運行できなくなることで本来のサービスを提供できず、お客様に対して多大な迷惑を掛けることは言うまでもない。その後の対処としても、速やかに安全な場所等に停車して運行管理者の指示を仰ぐなどマニュアルで対応が定められているものの、通常の運行時とは異なる手順が発生し、運転士も平常心を失う可能性が高いため、有責事故や道路交通法違反等を連鎖的に発生させるリスクが高まる。

交通局では、運行支援システムの進路指示機能が路線誤りに対して効果が発揮されない原因を考察するとともに、音声による注意喚起の方法を改善するといった対策を講じている状況である。交通局においては、安全・安心な交通サービスを提供するのは一人ひとりの運転士の責務であるという意識をあらためて浸透させることはもとより、運行支援システムについて講じた対策の効果も検証しつつ、より効果的な活用方法について検討することで、路線誤りを始めとした運行ミス件数のさらなる減少に取り組み、ひいては有責事故や道路交通法違反の件数を減

少させるよう努められたい。

表２　運行ミス件数の推移

区　分	25 年度	26 年度	27 年度	27 年度 上半期	28 年度 上半期	差
路線誤り	218件	246件	230件	128件	155件	27件
ダイヤ誤り	176件	173件	141件	95件	33件	△62件
バス停通過	133件	151件	140件	66件	75件	9件
行先表示誤り	89件	89件	48件	39件	6件	△33件
合　計	616件	659件	559件	328件	269件	△59件

監　査　種　別　　定期監査及び行政監査

監　査　対　象　　市 民 経 済 局

観光文化交流局

区　　役　　所

財　　政　　局

契　約　部

（区役所及び財政局については、市民経済局及び観光文化交流局関連事務に限る。）

監　査　期　間　　平成２８年　９月２８日から

平成２９年　４月２６日まで

監　査　結　果

第１　監査の対象及び範囲

今回の監査は、市民経済局、観光文化交流局、区役所及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区　　分	監　査　実　施　課　室　公　所　名	
市民経済局	総務課、企画経理課	
	地域振興部	区政課、地域振興課、地域安全推進課、住民課
	人権施策推進室	
	産業部	産業労働課、地域商業課、次世代産業振興課、中小企業振興センター
	市民生活部	消費流通課、広聴課、市政情報室、消費生活センター、中央卸売市場本場、中央卸売市場北部市場、中央卸売市場南部市場
	工業研究所	
観光文化交流局	総務課	
	ナゴヤ魅力向上担当部	ナゴヤ魅力向上室
	観光交流部	観光推進室、国際交流課、ＭＩＣＥ推進室
	文化歴史まちづくり部	文化振興室、歴史まちづくり推進室
	名古屋城総合事務所	
区役所（西区、中川区及び緑区）	区政部	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課
	区役所支所（西区山田支所、中川区富田支所、緑区徳重支所）	
財政局	契約部	

（注）観光文化交流局については、市民経済局からの引継事務を含む。区役所及び財政局については、市民経済局及び観光文化交流局関連事務に限る。

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成27年10月1日から平成28年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行

政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、業務委託に係る事務や個人情報等の機密情報に係る取扱いは適正に行われているかなどに着眼して調査した。

また、より適確な監査を実施するため、物品購入事務の監査にあたり、「関係先調査」として購入先が保管する納入記録等を取り寄せ、調査対象とした市民経済局の関係書類と照合した結果、指摘すべき事項はなかった。

第２　監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

１　指摘事項

⑴ 収入事務

債権管理についてなど 2項目

⑵ 契約事務

産業廃棄物の処理委託について

⑶ 財産管理事務

公有財産台帳への計上について

⑷ 行政運営事務

社会保障・税番号（マイナンバー）制度についてなど 3項目

２　意　見

⑴ 社会保障・税番号（マイナンバー）制度に係る事務について

⑵ 公設市場活性化支援事業費補助金について

第３　指　摘　事　項

１　収入事務

⑴ 債権管理について

本市では、未収金の管理について名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則（以下「管理条例等」という。）及び名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）で取扱いを定めている。管理条例等では債権を適正に管理するために管理台帳（以下「債権管理台帳」という。）を整備して債権の金額や督促状の発付日、債務者との交渉の経過を記載することなどが定められている。

名古屋市国際展示場（以下「国際展示場」という。）に係る事務については平成28年度から市民経済局産業労働課から観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室へ移管されている。

国際展示場に係る債権の管理状況について確認したところ、市民経済局産業労働課より観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室へ事務が移管される以前から、債務者への督促状の発付又は催告が行われていない事例、債務者との交渉の経過が債権管理台帳に記録されていない事例が見受けられた。

また、財務会計総合システムで確認したところ、平成27年度までに発生した債権が市民経済局産業労働課の債権として登録されたままとなっており、観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室が所管する債権としての登録がなかった。

双方の所属において、財務会計総合システム上の手続を確実に行うとともに、観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室にあっては、引き継いだ債権について、適正な管理を行われたい。

（市民経済局産業労働課、観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室）

⑵ 領収書の管理について

現金出納員は、会計規則や「領収書の適正な管理について」（平成20年 3月14日付　会計室次長名事務連絡）等に基づき、領収書管理簿を作成することや、年度終了時点で使用途中となった未使用領収書について廃棄等の旨を表示することなどとされている。

領収書管理簿や領収書を調査したところ、領収書管理簿への記入が漏れていた事例や年度終了時点で使用途中となった未使用領収書に廃棄等の旨が表示されていない事例等が見受けられた。

領収書の管理は、公金収納事務における基本的事項である。加えて、他の局区の監査においても再三指摘し監査書として公表しているところであるが、このような事例が見受けられたのは誠に遺憾である。会計規則等に基づき適正に事務処理を行われたい。

（市民経済局消費生活センター、観光文化交流局名古屋城総合事務所、西区山田支所、緑区総務課）

2　契約事務

産業廃棄物の処理委託について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）では、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされ、事業者が産業廃棄物の運搬や処分を他人に委託する場合、運搬の許可や処分の許可を受けた者に委託するとともに、当該委託契約に係る産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないこととされている。

観光文化交流局名古屋城総合事務所及び西区山田支所において、産業廃棄物の運搬や処分に係る契約について確認したところ以下の事例が見受けられた。

観光文化交流局名古屋城総合事務所では、産業廃棄物と認識せずに処理委託契約を行っており、契約相手方は運搬の許可を受けてはいたが処分の許可は受けていなかった。また、産業廃棄物管理票も交付していなかった。

西区山田支所では、産業廃棄物と認識していたにもかかわらず運搬や処分の許可を受けていない者と処理委託契約を行い、当該契約では契約相手方が事業者となり産業廃棄物を処理する内容となっていた。また、産業廃棄物管理票を契約相手方へ交付していなかった。こうした状況を鑑みると西区山田支所においては事業者としての認識が不足していたと言わざるをえない。

産業廃棄物の運搬や処分について許可を受けていない者へ委託することや産業廃棄物管理票を交付しないことは、不法投棄などの不適正な処分につながる

恐れがあることから、観光文化交流局名古屋城総合事務所及び西区山田支所にあっては、事業者としての責務を認識し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理を行われたい。

（観光文化交流局名古屋城総合事務所、西区山田支所）

3　財産管理事務

公有財産台帳への計上について

本市では名古屋市公有財産規則に基づき、公有財産台帳を調製し、公有財産を管理している。公有財産のうち、建物とは屋根及び周壁又はこれに類するものによって形成されるものとされ、これに従として取付けられている内部造作（天井、内壁、床、建具その他の内部工事をいう。）等も含むものとされている。

また、地方自治法によれば物品とは本市の所有に属する動産で、現金、公有財産及び基金に属するもの以外のもの及び使用のために保管する動産とされている。物品のうち、備品については会計規則で定めるところにより、物品管理システムに登録し常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。

平成28年 6月に公開した名古屋城本丸御殿の対面所に係る復元模写された障壁画の管理状況を確認したところ、平成28年 3月31日付けで公有財産台帳に計上されていたが、物品管理システムにも備品として登録されており、60件約 1億 7,691万円が二重に計上されていた。

観光文化交流局名古屋城総合事務所にあっては、正確に計上されたい。

（観光文化交流局名古屋城総合事務所）

なお、本件については物品管理システムへの登録が削除された。

4　行政運営事務

⑴ 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

本市では、各区の市民課及び支所（以下「市民課等」という。）において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等に基づく通知カード及び個人番号カードの交付等に係る事

務を行っている。（当該法律等に基づく制度を以下「マイナンバー制度」という。）

市民課等では、通知カード及び個人番号カードの交付等並びに住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務処理要領（平成28年 4月 1日市民経済局地域振興部住民課）（以下「要領」という。）の定めに従い事務を処理している。

要領によれば、通知カード管理簿や個人番号カード管理簿を作成し、各カードの交付状況や返納状況等を管理することとされている。

また、市民が通知カードや個人番号カードに係る手続を行う場合、それぞれ定められた届を提出することとされているが、一部の手続については転入届等他の届に必要事項を記載することにより、当該届の提出に代えることができることとされている。この場合、市民課等はその届の写しを当該手続に係る届として保管することとされている。

市民課等においてマイナンバー制度に係る書類等を確認したところ、管理簿に記録すべき事項が記録されていなかった事例や、当該届に代えるため他の届に必要事項を記載させていたがその写しを取っていなかった事例など、要領に定められた書類の管理・保管が行われていないものが見受けられた。また、届と管理簿の記録が一致しない事例などチェックが不十分であるものも見受けられた。

届は市民課等における事務処理の証拠書類である。また、通知カード等の処理状況の管理や確認を行うためにも、要領で定められた管理簿等を整えておく必要があると考えられる。

市民課等にあっては、管理簿への記録等定められた処理を確実に行うとともに、定期的に処理状況を確認するなど、適正な事務処理を行われたい。

（西区市民課・山田支所、中川区市民課・富田支所、緑区市民課・徳重支所）

⑵ 情報の保護及び管理の方法に関する定めについて

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則では、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めなければならず、行政文書を取得し、又は作成した後は、当該行政文書の内容等に応じた保管場所及び保管方法を定め、適切に保管するこ

ととされている。

市民経済局及び各区役所では、これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課室公所長が定めている。

また、各区市民課等では、平成27年10月よりマイナンバー制度に係る業務が開始され、この業務に伴った個人番号カード交付申請書や個人番号カード管理簿等の行政文書が新たに作成、保管されている。

情報に関する定めについて確認したところ、以下の事例が見受けられた。

ア　行政文書の保管場所を記載した別表について、平成20年 8月以降、更新がなされていなかったもの　（市民経済局中央卸売市場北部市場）

イ　行政文書の保管場所を記載した別表について、随時更新が行われていたものの、マイナンバー制度に係る行政文書が一切記載されていなかったもの　（西区市民課、中川区市民課・富田支所、緑区市民課）

市民経済局中央卸売市場北部市場にあっては、現在保管している行政文書を確認のうえ、情報に関する定めの更新を行われたい。

市民課等にあっては、マイナンバー制度に係る行政文書について、その保管場所を情報に関する定めに記載されたい。

今後、行政文書の保有状況に変更がある場合には、情報に関する定めの更新を確実に行われたい。

⑶ 行政文書の作成について

名古屋市情報あんしん条例施行細則では、行政文書をその保存期間が満了する日までの間、適正かつ確実に利用できる状態で保存しなければならないと定めている。

行政文書を調査したところ、市民経済局広聴課、市政情報室及び中川区総務課において、温度変化により無色となるインキを用いたボールペン（以下「消せるボールペン」という。）を書類の一部に使用している事例が見受けられた。

消せるボールペンについては、「行政文書の作成における不適当な筆記具の使用について」（平成25年総務局総務課長名事務連絡）により、行政文書の作成における使用を厳に慎むよう注意喚起がなされたところである。また、他の

局区の監査においても再三指摘し監査書として公表しているところであるが、このような事例が見受けられたのは誠に遺憾である。

　行政文書の作成にあたっては、消せるボールペンを決して使用しないよう再度徹底されたい。　　（市民経済局広聴課、市政情報室、中川区総務課）

第４　意　見

１　社会保障・税番号（マイナンバー）制度に係る事務について

各区市民課等では、平成27年10月からマイナンバー制度に係る事務を順次開始しており、要領のほか、所管局である市民経済局の通知等に基づき事務を行っている。

要領は、適正な事務執行を確保するための本市の統一的な取扱いであり、要領を十分に理解し、市民経済局と各区市民課等の共通認識の下、継続的に本市全体としての一定の事務水準を保持する必要がある。

今回の監査では、管理簿に記録すべき事項を記録していなかった事例等、本来省略すべきではない事項が省略されていたものが複数見受けられた。こうした事例の中には、事務の簡素化を図ることを目的として、要領とは異なるものの市民経済局の見解を踏まえた取扱いであるとの認識で行われていたものもあり、市民経済局と各区市民課等の間で認識が一致していない状況がうかがわれた。

また、指摘した事例以外にも、市民に複数の届を提出させる取扱いとなっているところ、様式に手を加えて統合した届を提出させている事例など、窓口サービスの向上を目的に独自の取扱いをしているものも見受けられた。

こうした状況を鑑みると、要領等の取扱いをあらためて徹底する必要性を感じる一方で、制度開始から 1年が経過し、各区市民課等において事務の簡素化や窓口サービスの向上を図るための様々な取組みが見受けられたことから、より効率的な事務処理方法について一度検証する余地があると思われる。

市民経済局にあっては各区市民課等の実態を把握し、必要に応じて要領を見直すとともに各区市民課等に適正な事務処理を指導されたい。

2　公設市場活性化支援事業費補助金について

本市では、名古屋市公設市場条例に基づき、市民の消費生活の安定向上を図るため、市内 8か所に公設市場を設置し、市長の許可を受けた者が食料品や生活用品等の日用必需品を販売している。また、公設市場は市営住宅と併存や隣接しているものが多く、高齢者や移動手段を持たない近隣住民にとっては貴重な商業施設となっている。公設市場全体の売上高については、この 5年間で14.7%減少しているものの、売上高が増加している公設市場も一部見受けられた。

本市では、魅力ある商業施設として公設市場の活性化を図るため、名古屋市公設市場協会や公設市場に対し、見学会や直売事業などの調査研究事業に要する経費の一部について、公設市場活性化支援事業費補助金（以下「活性化補助金」という。）を交付している。この補助金について過去 5年間の交付実績を確認したところ、いずれの年度においても執行率は低水準にとどまっており、全く活用されていない年度も見受けられた。

一方、本市では、小売市場を運営する団体等（公設市場を含む。）に対し、小売市場が地域に密着した利便施設としての魅力を高め、小売市場の活性化及び地域住民の利便性の向上を図るために、地域貢献事業や経営基盤強化事業等に係る経費の一部について、名古屋市地域密着型小売市場事業費補助金（以下「小売市場補助金」という。）を交付している。この補助金について過去 5年間の交付実績を確認したところ、公設市場において経常的に活用されており、公設市場の活性化に対する積極的な姿勢がうかがえる状況であった。

小売市場補助金及び活性化補助金については、どちらも市場の魅力を高め活性化を図ることを目的としているものの、公設市場において小売市場補助金が経常的に活用されている一方で、活性化補助金はほとんど活用されていない。市民経済局にあっては、こうした状況を踏まえて、活性化補助金について、名古屋市公設市場協会や公設市場のニーズを検証するとともに、統合も含め補助制度の内容について整理・検討を行われたい。

表 1　公設市場（ 8公設市場）における売上高

（単位：千円）

公設市場	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
中	809,934	775,421	784,661	836,040	635,825	市営住宅併存
築地	399,606	364,586	332,688	314,212	282,220	市営住宅併存
元古井	433,008	403,230	390,369	370,651	378,116	市営住宅併存
牧野	242,324	207,393	199,124	195,456	193,499	市営住宅併存
徳川	178,548	198,391	204,819	211,743	234,774	
梅森	72,595	62,067	50,246	41,706	37,625	市営住宅団地内
大高	377,232	375,195	375,617	399,478	372,849	市営住宅隣接
南陽	329,619	300,340	327,542	308,436	291,151	市営住宅隣接
合計	2,842,866	2,686,623	2,665,066	2,677,722	2,426,059	

（注）単位未満は四捨五入している。以下同じ。

表 2　活性化補助金の交付実績

（単位：千円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額　A	300	300	300	300	300
決算額　B	0	6	20	0	0
執行率　B/A	0%	2.0%	6.7%	0%	0%

表 3　小売市場補助金の交付実績

（単位：千円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額　A	2,700	1,500	1,200	900	900
決算額　B	1,325	939	897	965	886
公設市場	723	352	301	431	238
中	0	0	0	0	0
築地	0	0	0	0	0
元古井	482	133	136	131	138
牧野	84	57	56	0	0
徳川	50	80	100	300	100
梅森	0	0	0	0	0
大高	67	65	9	0	0
南陽	40	17	0	0	0
その他	602	587	596	534	648
執行率　B/A	49.1%	62.6%	74.8%	107.2%	98.4%

監　査　種　別　　定期監査（工事監査）

監　査　対　象　　上下水道局

監　査　期　間　　平成２８年１１月１６日から
　　平成２９年　４月２６日まで

監　査　結　果

第１　監査の対象及び範囲

今回の監査では、上下水道局における平成26年10月 1日から平成28年 9月30日までに完了及び平成28年 9月30日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象（件）	抽出（件）	抽出率（%）	監査対象（百万円）	抽出（百万円）	抽出率（%）
工事	2,808	119	4.2	164,980	35,641	21.6
委託	1,917	25	1.3	16,937	1,242	7.3

監査にあたっては、設計・積算・施工・検査・維持管理業務及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、災害に対する安全性を考慮した設計・施工となっているか、工事の品質確保に向け積算及び工事監理が適切に行われているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

第２　監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

１　指摘事項

ウエルポイント工法の工事を伴う掘削の施工についてなど 2項目

２　実地検査

３　意　見

市民の安全に配慮した工事監理の実施について

第３　指　摘　事　項

１　ウエルポイント工法の工事を伴う掘削の施工について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）では、名古屋市内において揚水機の吐出口の断面積が78平方センチメートルを超える設備を用いて、ウエルポイント工法(注)等の工事を伴う掘削工事を施工しようとする者は、市長に届出を行うとともに、地下水のゆう出量等を毎月報告しなければならないと定めている。

また、上下水道局の土木工事共通仕様書では、ウエルポイント工法の工事を伴う掘削を行う場合は、その効果を確認するため地下水位を定期的に測定し、その記録を提出しなければならないと定めている。

ア　「瑞穂区東栄町 5丁目地内塩付送水幹線整備工事」始め 3件では、水道管などの布設のため、ウエルポイント工法の工事を伴う掘削を行っていた。しかしながら、受注者は条例に基づいた必要な届出及び報告を行っておらず、監督員も受注者に対して適切な指導を行っていなかった。

イ　「配水管移設工事等（単価契約）第 6工区」及び「大治浄水場第 3高架タンク流入管布設工事」では、ウエルポイント工法の工事を伴う掘削の施工にあたり、土木工事共通仕様書に定められた地下水位の測定を行っておらず、監督員も受注者に対して適切な指導を行っていなかった。

ウエルポイント工法は、必要以上に地下水をくみ上げた場合、施工箇所周辺に地盤沈下や井戸の枯渇などを生じさせるおそれがある工法となるため、地下

水位の測定は重要な確認項目となる。今回の地下水位を測定していなかった事例は、平成26年度にも同様の事例について指摘を行っていたことから、工事による周辺への安全に関する意識がまだ不十分な事例と言わざるを得ない。ウエルポイント工法の工事を伴う掘削の施工にあたっては、周辺の安全に十分配慮し、必要な届出及び報告を行うとともに、地下水位の定期的な測定及び記録の提出を行うことについて、受注者に対して指導するよう職員への周知徹底を確実に行われたい。　　（西部管路センター、南部管路センター、大治浄水場）

（注）　ウエルポイント工法

管を地盤に貫入し、揚水機により地下水を強制的に排水することで、地下水位を低下させ、地盤が乾燥した状態で掘削などを行うことを目的として施工する工法。

２　取付管と雨水ますの接合部などの施工について

上下水道局の土木工事共通仕様書では、道路に埋設された下水道の取付管と雨水ますの接合部などは、隙間が生じないようモルタルで入念に仕上げることと定めている。

「中川区元中野町 3丁目付近取付管改良工事」では、老朽化により生じた取付管の接合部における隙間などから、道路の下にある土砂が管内に流入することによる道路の陥没を未然に防ぐため、老朽化した取付管及び雨水ますの取り替え工事を行っていた。その取り替えた取付管と雨水ますの接合部などについて確認したところ、モルタルによる仕上げが不十分であることから隙間が生じている部分が散見され、将来、その隙間から道路の下にある土砂が管内に流入するおそれのある状況となっていた。本件工事の目的は、道路の陥没を未然に防ぐことであるにもかかわらず、この工事では、取り替えた75箇所の雨水ますの内の12箇所において不適切な施工となっていた。また、これらの箇所は、施工後の現場確認において容易に気づくことができる事例であった。

不適切な施工箇所については、速やかに改善工事を実施されたい。また、監督員は現場の施工状況を適時確認するなど適切な工事監理を確実に行われたい。

（西部管路センター）

なお、上下水道局においては、指摘に基づき平成29年 3月に改善工事を実施した。

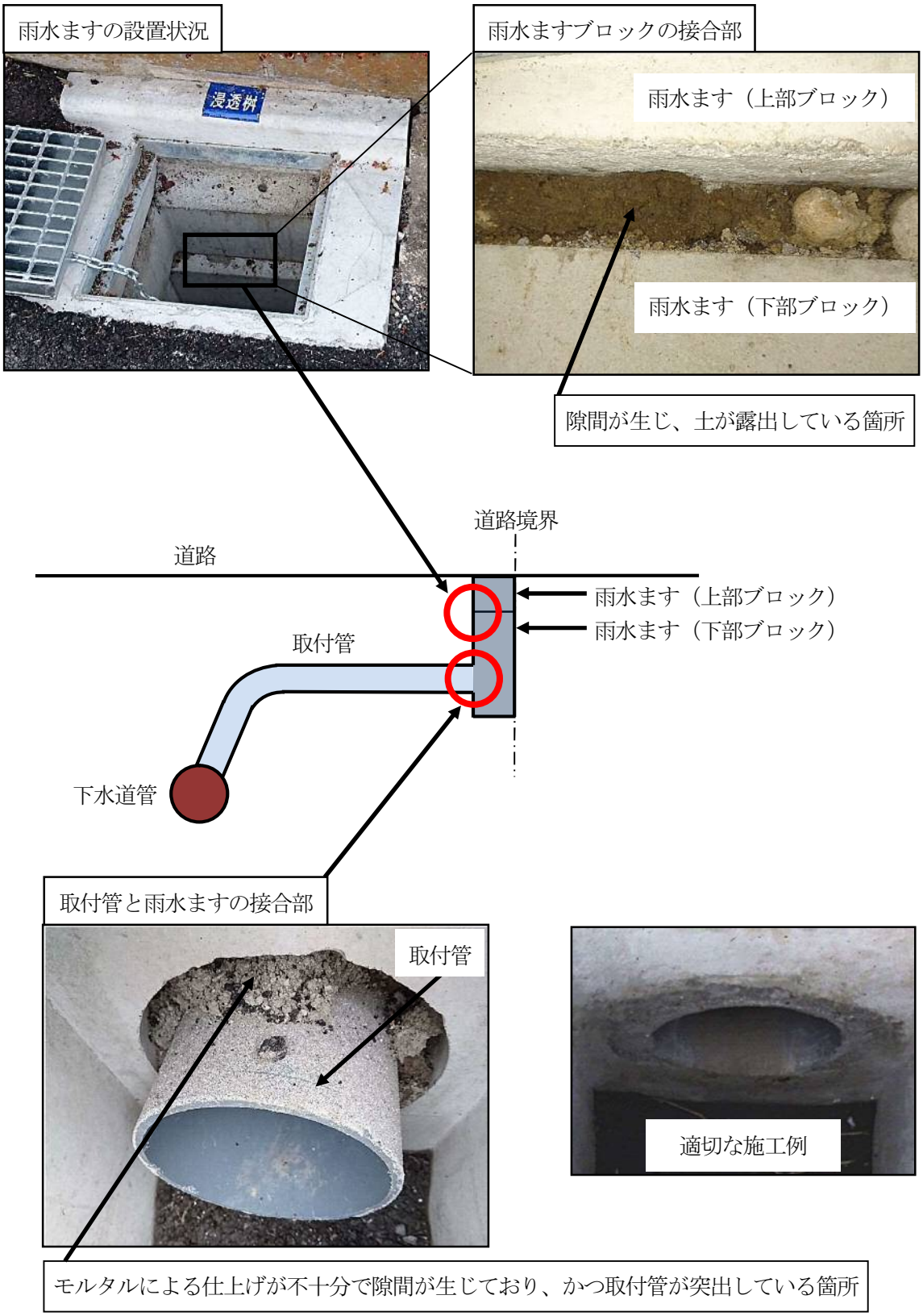

取付管及び雨水ますの断面イメージ図とモルタルによる仕上げが不十分な施工箇所

第４　実　地　検　査

１　検査概要

「名古屋中央雨水幹線下水道築造工事」において、工事監理が適切に行われているかを確認するために、鉄筋コンクリート造の立坑く体について、コンクリートの圧縮強度試験を行った。

２　検査結果

コンクリートの圧縮強度試験

	1	2	3	合否基準	合否
最大荷重 (kN)	412	427	423	―	―
圧縮強度 (N/mm^2)	52.5	54.4	53.9	20.4以上	合格
平均強度 (N/mm^2)	53.6			24以上	合格

以上の結果、コンクリートの圧縮強度は適正であると認められた。

第５　意　見

市民の安全に配慮した工事監理の実施について

名古屋市の上下水道事業は供用開始から 100年以上経過しており、その事業を担う上下水道局においては、施設の老朽化対策、南海トラフ巨大地震への備えや、頻発する集中豪雨への対応など課題に取り組んでいる。さらに、豊富な実務経験を有する職員が大量退職したことによる世代交代が進む中で、これまで受け継がれてきた知識及び技術を次の世代へ確実に継承していくための人材育成も重要な

課題としており、実務経験の少ない若手職員向けに技術研修を実施するなどの取り組みを実施している。

監査の結果、必要以上に地下水をくみ上げた場合、施工箇所周辺の地盤沈下のおそれがあるウエルポイント工法の工事を伴う掘削の施工において、地下水位の測定をしていなかったものや、道路の陥没を未然に防ぐために行った下水道の取付管及び雨水ますの取替え工事において、道路の陥没につながるおそれのある不適切な施工となっていたものがあり、一部に適切な工事監理を実施していない事例が見受けられた。いずれの事例も市民の安全に関わるものであり、安全に対する配慮が不足していた工事監理であると言わざるを得ない。

これらの事例を繰り返し発生させないためには、工事監理の実施にあたって、市民の安全に対し十分配慮するとともに、適切な時期に受注者に対して確実な施工のための指導を行う必要があると思料される。このため、上下水道局が施工計画の時点で市民の安全に係る管理すべき項目を協議することや、施工中や工事完了時の段階ごとに現場又は写真の確認を徹底するために、チェックシートやマニュアルの整備充実を図るなど適切な時期に確実な施工のための指導ができるような取り組みを行い、市民の安全に配慮した工事監理の実施に努められたい。また、実務経験の少ない職員の研修については、自ら工事監理を行ったことのない内容の工事についても、適切な時期に確実な施工のための指導ができるよう、豊富な実務経験を有する職員を指導員として施工中の現場を活用し、施工の状況に応じた工事監理の要点を、より実践的に習得できる場を増やすなど工事監理能力の向上を図られたい。そして、これまで培った知識を次の世代に確実に継承していく人材育成にも力を尽くし、より一層市民に信頼される上下水道局となるよう努められたい。

監　査　種　別　　定期監査（工事監査）及び行政監査

監　査　対　象　　市民経済局
観光文化交流局
財政局契約部（市民経済局及び観光文化交流局関連事務に限る。）

監　査　期　間　　平成２８年　７月　８日から
平成２９年　４月　２６日まで

監　査　結　果

第１　監査の対象及び範囲

今回の監査では、市民経済局及び観光文化交流局における平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日までに完了及び平成28年 3月31日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象（件）	抽出（件）	抽出率（%）	監査対象（百万円）	抽出（百万円）	抽出率（%）
工事	426	23	5.4	556	72	12.9
委託	214	18	8.4	733	328	44.7

監査にあたっては、設計・積算・施工・検査・維持管理業務及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、契約事務手続きが適正に行われているか、維持管理業務における点検結果の対応は適切に行われているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

第２　監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1　指摘事項

(1) 維持管理業務

法定点検の結果を受けた対応について

(2) その他

産業廃棄物の処理についてなど 2項目

第3　指　摘　事　項

1　維持管理業務

法定点検の結果を受けた対応について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）では、建築物が 3階以上かつ延べ面積が 500平方メートルを超えるなどの一定の規模を有する建築物には、防煙壁や排煙口などの建築設備を設置することと定めている。また、建築物の所有者や管理者などは、その建築物における必要な建築設備が適切に作動するなど常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。

「北部市場特殊建築物等（建築設備）定期点検業務委託」及び「北部市場中央監視室運転管理委託」では、建築基準法に基づく建築設備の定期点検業務を行っていた。その点検結果を確認したところ、施設利用者が管理している備品などが積み重ねられていることにより、 3箇所の防煙壁及び 1箇所の排煙口の作動に障害となっているとの報告を委託先の業者から受けていたが、障害となっている備品の積む位置や高さを変えるなど適切に作動するための対応を行っていなかった。

火災発生時において、煙の拡散防止や避難に支障がある高さまで煙などが降下してくることを防ぐために設置した防煙壁や排煙口が作動しないことは、適法な状態でないことから、施設利用者の安全のため、速やかに防煙壁や排煙口について適切に作動するよう対応されたい。

（市民経済局中央卸売市場北部市場管理課）

なお、市民経済局においては、指摘に基づき平成28年11月に防煙壁や排煙口の作動に障害となっている備品の高さを変えるなどにより、適切に作動するよう対応した。

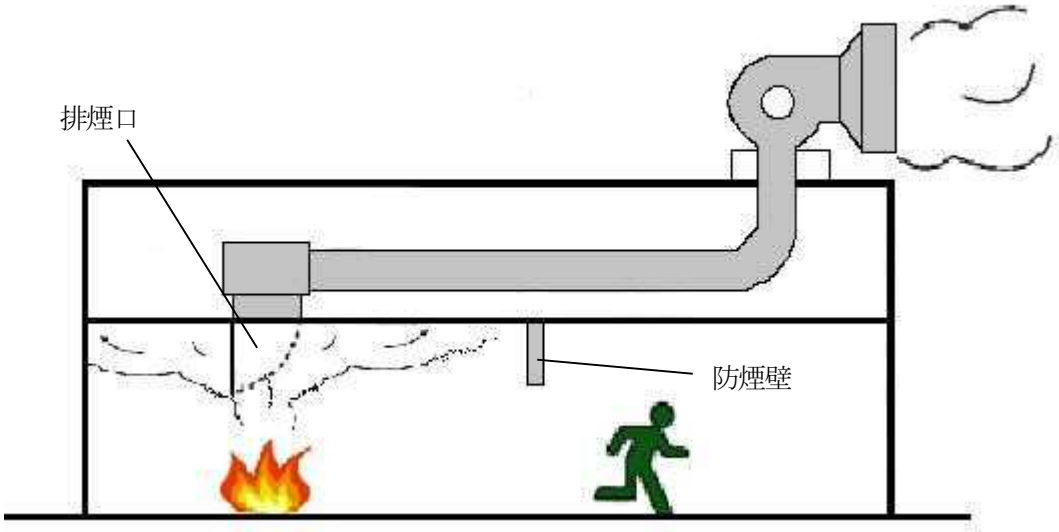

防煙壁及び排煙口のイメージ図

2　その他

(1) 産業廃棄物の処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、産業廃棄物を適正に処理するにあたり、事業者が運搬又は処分を他人に委託する場合においては、運搬の許可を受けた者又は処分の許可を受けた者にそれぞれ委託し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称などの事項を記載した産業廃棄物管理票 (注) を交付しなければならないとされている。

「北部市場汚水管及び汚水中継槽等清掃委託」では、市場内の汚水管及び汚水中継槽の清掃と併せて、汚泥の運搬及び処分を委託していた。この汚泥は、産業廃棄物であることから、市民経済局が事業者として適正に処理しているか確認したところ、委託先の業者は、運搬の許可を受けていたが、処分の許可を受けていない者であった。また、産業廃棄物管理票も事業者として交付してい

なかった。

本指摘事項を受け、過去の年度に行った同委託について確認したところ、平成23年度から平成25年度までの同委託においても同様に誤っていた。また、平成26年度においては、産業廃棄物管理票を市民経済局が事業者として交付していたものの、委託先の業者が記載したものを交付しただけであり、自らが事業者であることを認識していなかったとのことであった。

他の市場の同委託についても確認したところ、本場及び南部市場は産業廃棄物の処理にあたり、自らが事業者であることを認識し適正に実施されていたことからして、北部市場は、明らかに認識不足と言わざるを得ない。今後は、責務を認識し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理の手続きを確実に実施されたい。　　（市民経済局中央卸売市場北部市場管理課）

（注）　産業廃棄物管理票

事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、事業者が産業廃棄物の適正な処理を確認するための管理票。

(2) 契約事務手続きについて

名古屋市契約規則では、契約金額が 100万円以上であるときは、検査を終了したのち直ちに検査調書を作成し、これに記名押印しなければならないと定めている。

「国際展示場第 1展示館天井材落下防止工事」始め 3件では、 100万円以上の契約であったが、必要な検査調書を作成していなかった。

契約事務手続きにあたっては、名古屋市契約規則に基づいて適正に行われたい。　　（観光文化交流局MICE推進室）

監　査　種　別　　定期監査及び行政監査

監　査　対　象　　健康福祉局

区　役　所

財　政　局

契約部

（区役所及び財政局については、健康福祉局関連事務に限る。）

監　査　期　間　　平成２８年　９月１６日から

平成２９年　５月　９日まで

監　査　結　果

第１　監査の対象及び範囲

今回の監査は、健康福祉局、区役所及び財政局の事務について、主に次表の課公所を対象として実施した。

区　　分	監　査　実　施　課　公　所　名	
健康福祉局	総務課、職員課	
	生活福祉部	保護課、保険年金課、医療福祉課、厚生院、植田寮
	高齢福祉部	介護保険課（厚生院に係る事務に限る。）
	健康部	保健医療課、健康増進課、環境薬務課、食品衛生課、中央看護専門学校、八事霊園・斎場管理事務所、食品衛生検査所
	衛生研究所	
区役所（千種区、中区、熱田区及び港区）	区民福祉部	民生子ども課、保険年金課
	区役所支所（港区南陽支所）	
	保健所	
財政局	契約部	

（注）区役所及び財政局については、健康福祉局関連事務に限る。

監査は、これらの課公所で処理している事務のうち、主として平成27年10月 1日から平成28年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、生活保護に係る財務事務や、公所における契約事務は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

また、より適確な監査を実施するため、物品購入事務の監査にあたり、「関係先調査」として購入先が保管する納入記録等を取り寄せ、調査対象とした健康福祉局の関係書類と照合した結果、指摘すべき事項はなかった。

第２　監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

１　指摘事項

(1) 収入事務

未収金の債権管理についてなど 3項目

(2) 支出事務

補助金の交付により造成した基金について

(3) 契約事務

厚生院における医薬品等の契約についてなど 2項目

(4) 財産管理事務

営業用乗用自動車乗車券の管理について

(5) 行政運営事務

医療事故及びインシデントの公表についてなど 4項目

２　意　見

(1) 適正な事務の執行体制（内部統制体制）の整備について

(2) 統計資料の公表について

(3) 補助金の要綱等の見直しについて

第３　指　摘　事　項

１　収入事務

⑴ 債権管理について

本市では、未収金の管理について名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則（以下「管理条例等」という。）で取扱いを定めている。管理条例等では、債権を適正に管理するために管理台帳を整備して債権の金額や督促状の発付日、債務者との交渉の経過を記載することなどが定められている。

ア　未収金の債権管理について

厚生院は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、救護施設及び附属病院（医療保護施設）から成る複合施設であり、施設入所者より介護サービスの利用者負担額等を徴収している。未収金の債権管理状況について確認したところ、次のような状況が確認された。

厚生院では、医療保護施設の入所者に係る未収金については、適切に債権管理が実施されていた。しかしながら、特別養護老人ホームの入所者に係る未収金については管理台帳が整備されておらず、督促状は発付しているものの、催告の実施等その後の債権回収に係る取組みが実施されていなかった。

特別養護老人ホームの入所者に係る未収金について、管理台帳を整備し、管理条例等に沿った適正な債権管理を実施されたい。　　（厚生院）

イ　生活保護に係る債権の管理について

各区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護法返還金・徴収金及び生活保護費戻入金に係る債権の管理を行っている。これらの債権の管理については、管理条例等のほか、健康福祉局において生活保護債権関係マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、これに基づき事務を行っている。マニュアルにおいて、債務者が死亡した場合、相続人が不明であれば、公簿による調査により相続人を確定する努力をし、相続人が確定できれば相続人と返済について連絡調整を行うことなどが定められている。

また、健康福祉局では第 3次名古屋市債権管理計画に基づき未収金の圧縮

に取り組んでおり、平成28年度の第 1回名古屋市債権管理対策会議では、主な取組みの 1つとして「居所調査、相続調査、破産調査等により、徴収見込がない債権の調査を行い、調査の結果徴収見込がない債権について債権放棄を行う。」ことを掲げている。

生活保護に係る債権の管理状況について確認したところ、熱田区民生子ども課においては、生活保護廃止となった債務者から納付相談等があった場合に、債務者との交渉の経過を別の決裁書類に補記する形で記録を残しており、本来記録を残すべき管理台帳に記載していなかった。また、相続調査の実施状況を確認したところ、千種区及び熱田区民生子ども課においては、債務者である生活保護受給者への扶養の可能性や死亡時の連絡先把握などのために親族の居所等は調査しているものの、その後の相続調査には着手していない状況であった。

熱田区民生子ども課にあっては、管理条例等に従い、債務者との交渉の経過を管理台帳に記載されたい。

また、千種区及び熱田区民生子ども課にあっては、相続調査に着手し、マニュアル等に従った債権管理を行われたい。

（千種区、熱田区民生子ども課）

(2) 国民健康保険料減免申請書について

名古屋市国民健康保険条例によれば、被災、老齢その他規則で定める事由があるときは、国民健康保険料を減免することができるとされており、減免を受けようとする者は、国民健康保険料減免申請書（以下「減免申請書」という。）に、減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならないとされている。

この事務について調査したところ、中区保険年金課において、減免申請書にある減免対象年度、減免対象月及び減免を受けようとする保険料の記載欄が、空欄のまま処理されている事例が多数見受けられた。

減免申請書の一部記載欄については、実務上は職員の補記によることも多いと思われるが、被保険者に減免内容を適切に説明するとともに、事後の点検を確実に行うため、名古屋市国民健康保険条例に従い、適正な減免申請書の提出

を受けられたい。　（中区保険年金課）

2　支出事務

補助金の交付により造成した基金について

本市では、名古屋歯科保健医療センター（以下「センター」という。）で実施されている障害者歯科診療事業の安定的な運営を図るため、センターを運営する法人（以下「運営法人」という。）に対し、名古屋歯科保健医療センター障害者歯科診療事業補助金交付要綱（以下「障害者歯科診療事業要綱」という。）に基づき補助金を交付している。

障害者歯科診療事業要綱によると、補助金の対象となる経費は、センターの運営に関して必要と認められる人件費、運営費（物件費）であるが、補助金の交付によって収入が支出を上回った場合に生じる収支差額は、その 3分の 2を施設設備整備基金に、残り 3分の 1を運営安定化基金に積み立て、センターが管理することとされている。

障害者歯科診療事業要綱において、施設設備整備基金の目的は、センターにおける備品等の購入、修繕等で臨時的・緊急的に対応する必要が生じた場合又はセンター施設に改修工事等の必要が生じた場合に備えるため、運営安定化基金の目的は、収支に支障が生じた場合に当該年度のセンターの運営の安定を図るため、とそれぞれ規定されている。

当該補助金を所管する医療福祉課に各基金の状況を確認したところ、運営法人から、年度末時点の基金現在高の報告は受けているが、運用状況や収支の内訳についての具体的な報告を求めていないため、詳細については把握していないとのことであった。

本来、地方自治法の規定により、地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって支弁しなければならない（会計年度独立の原則）とされている。しかしながら、障害者歯科診療事業要綱では、各事業年度の収支差額を原資に基金を造成し、後年度の支出に備えるよう定めており、こうした補助金の交付方法は、法の趣旨からすると、例外的な扱いであると言わざるを得ない。一方で、障害者歯科診療事業の専門性、公益性等を背景として、基金がセンターの安定的な運営を目的として設置されていることを考慮すると、一概に基金の意義

を否定することはできないと思われる。

したがって、センターが安全性・流動性に特に配慮して基金を運用し、適切に活用していることを確認することが重要である。医療福祉課にあっては、基金の運用状況や収支内訳について、具体的かつ客観的に確認できる報告書類等の提出を求めるよう、障害者歯科診療事業要綱を改正されたい。

また、現状では、基金の最終的な帰属について定められておらず、その取扱いが不明となっていることから、障害者歯科診療事業要綱において規定するなど、明文化することを検討されたい。（医療福祉課）

3　契約事務

(1) 厚生院における医薬品等の契約について

厚生院では、附属病院において使用する医薬品約 1,000品目及び検査用試薬約 400品目を、指名競争入札により品目ごとの単価を競わせたうえで調達している。品目ごとに単価を競わせる入札を行う場合、品目ごとに入札書を提出させることが一般的であるが、当該入札は、全ての品目の単価を一覧にした入札書を入札参加者に持参させることで全品目同時に執行されていた。

入札参加者に示されていた入札日当日のスケジュールを確認したところ、品目数が非常に多いため、入札から開札まで、開札から再度入札までに長時間を要しており、その間は、入札参加者への負担を考慮し、入札室からの退室を認める取扱いとなっていた。

現状の取扱いでは、入札参加者同士が不必要に接触する機会を与えることとなり契約の公正性を損なう可能性がある。厚生院にあっては、競争性を損なわぬように配慮しつつ、事業者が他の事業者と不必要に接触しないよう契約手法を検討されたい。（厚生院）

(2) 指名通知について

名古屋市契約規則及び名古屋市契約事務手続要綱では、指名競争入札により契約を締結しようとするときには、入札に付す事由等を指名する者に対し通知すること（以下「指名通知」という。）とされている。

この事務について確認したところ、衛生研究所において、検査機器の賃貸借

契約に係る指名通知の「入札及び納入の条件」の項目に、検査機器の販売代理店名及び連絡先が記載されているものが見受けられた。

その理由について確認したところ、衛生研究所では、入札を実施するにあたって機器の性能を選定し、仕様書上で当該性能を満たす例示機種又はその同等品の納入を指示しているが、専門的な検査機器の賃貸借契約であるため、入札参加者への参考として、例示機種の販売代理店名を指名通知中に記載することを衛生研究所における入札事務マニュアル（以下「入札マニュアル」という。）で定めているとのことであった。

指名通知に特定の事業者名を記載する取扱いは、本市が購入先を指示しているとの誤解を招きかねない。衛生研究所にあっては、指名通知中に特定の事業者名及び連絡先を記載する取扱いを改められたい。　　（衛生研究所）

なお、本件については、入札マニュアルを改正し、指名通知の様式から例示機種の販売代理店名を削除する措置が講じられた。

4　財産管理事務

営業用乗用自動車乗車券の管理について

健康福祉局における営業用乗用自動車（以下「タクシー」という。）の利用に関する取扱いについては、健康福祉局営業用乗用自動車利用要綱（以下「利用要綱」という。）に規定されている。利用要綱によると、タクシーの利用者は、利用の都度、タクシー利用簿（以下「利用簿」という。）を用いて、事業主管課長へ乗車券の交付申請をし、用務終了後、利用簿に必要事項を記入のうえ、事業主管課長に利用報告をすることなどが定められている。なお、交付を受けた乗車券を使用しなかった場合は、すみやかに事業主管課長に返納しなければならないこととされている。

ア　本庁各課室における取扱い

本庁各課室におけるタクシー乗車券の取扱いを確認したところ、総務課の指示により、いずれの課室においても、タクシー会社から料金の請求があった際にまとめて利用簿を作成して決裁を行う取扱いとなっていた。

本庁全課室において、利用簿が形がい化していたことから、タクシー乗車券の管理に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。こうした状況は、局

のタクシーの利用に関する規程を所管する総務課が、本庁各課室に対して利用要綱とは異なる取扱いを指示していたことに起因している。さらに、平成28年9月 9日に公表された他局の監査結果のなかで同様の指摘がなされているにも関わらず、監査時点においても未だに何ら対応がとられていなかった。こうしたことから、局の内部統制が機能していないのではないかと考えられる。これまでの取扱いを改め、利用要綱に従いタクシー乗車券の適正な管理を徹底されたい。　（総務課、職員課、監査室、高齢福祉課、地域ケア推進課、介護保険課、障害企画課、障害者支援課、保護課、保険年金課、医療福祉課、保健医療課、健康増進課、環境薬務課、食品衛生課）

イ　中央看護専門学校及び植田寮における取扱い

中央看護専門学校及び植田寮におけるタクシー乗車券の取扱いを確認したところ、利用要綱に定められた利用簿の様式とは異なる、記載項目を満たしていない様式を用いて乗車券を管理していた。なお、中央看護専門学校では、他局職員を講師として招く際にタクシー乗車券を利用させており、講師として来校する回数に応じて、その回数分の乗車券をまとめて先渡しし、乗車券が未使用となった場合には原則として最後の講義の際に回収を行っているとのことであった。そのため、乗車券の交付から回収まで、講師である他局職員が数か月にわたって乗車券を保管している事例が散見された。

中央看護専門学校及び植田寮にあっては、利用要綱に定められた利用簿を用いられたい。あわせて、中央看護専門学校にあっては、他局職員に乗車券を利用させる際、現在の手法では、他局職員に長期間にわたって乗車券の保管・管理を委ねることになり、紛失等につながるリスクが高まると考えられることから、乗車券の交付のあり方を今一度検討されたい。

（中央看護専門学校、植田寮）

5　行政運営事務

(1) 医療事故及びインシデントの公表について

厚生院では、医療事故及びインシデント(注)について、名古屋市立病院及び名古屋市厚生院医療事故等公表基準（以下「公表基準」という。）及び同運用指

針の規定により公表しており、統計的に公表する事項（以下「統計資料」という。）については、毎月 1回ホームページ等で公表することとしている。

しかしながら、実地検査を行った平成28年11月時点において、平成27年 4月以降の統計資料の公表がなされていなかった。また、実地検査終了後の平成28年12月に、平成27年度分の統計資料が一括公表されたものの、年度の総計件数の集計が誤っている箇所が見受けられた。

公表がされていないことにより、厚生院附属病院では医療事故やインシデントは発生していないと市民等が誤解する恐れがある。また、長期間にわたりこのような状況が継続していたことから、内部統制が機能していなかったといえる。公表基準及び運用指針に基づき、すみやかに統計資料を公表するよう留意し、再発防止に努められたい。また、公表する統計資料については、その内容に正確を期すよう留意されたい。（厚生院）

（注）公表基準におけるインシデントの定義は以下のとおりである。
インシデント　日常の医療現場で、「ヒヤリ」としたり、「ハット」した経験など、結果的に医療事故やトラブルには至らなかったニアミスなどをいうものとする。

⑵ 結核に係る管理検診について

結核患者の管理は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）に基づき保健所で実施しており、具体的な手続きについては、保健医療課の作成した結核事務の手引き（以下「手引き」という。）に規定されている。手引きでは、医療放置者及び結核回復者について管理検診の対象とし台帳（以下「管理検診台帳」という。）を作り管理すること、概ね 6か月ごとに検査を実施し病状を把握することと定めている。

管理検診の実施状況を確認したところ、中、熱田及び港保健所において、過去に予定していた検診が未受診となった者について、本来は検診の対象者となるにも関わらず、その後の検診予定を管理検診台帳に登載していなかった事例が見受けられた。

また、管理検診の実施状況については、各区の保健所の実績を保健医療課が取りまとめ、名古屋市健康福祉年報において一般に公表している。その内容を

確認したところ、保健医療課は一部の対象者について検査内容を把握しておらず、実際にはレントゲン検査を実施していない事例も含まれていたにも関わらず、全ての管理検診受診者についてレントゲン検査を実施しているとの誤った内容で公表していた。

中、熱田及び港保健所にあっては、検診の対象者が勧奨の対象から外れることのないよう、未受診者の状況を適時確認し、手引きに従い管理検診台帳を漏れなく整備されたい。

保健医療課にあっては、誤った内容で公表している統計資料について正しい内容に修正されたい。また、今回の事例に限らず、他の統計資料についても、今一度その内容を確認し、正確な情報を発信するよう留意されたい。

（保健医療課、中、熱田、港保健所）

⑶ 中央看護専門学校後援会に関する事務について

中央看護専門学校後援会（以下「後援会」という。）とは、在学生の保護者、保証人又は雇用主等を会員として、中央看護専門学校の教育環境等の整備及び学生の福祉の増進を図るとともに、看護教育の振興に必要な協力を与えることを目的とした組織である。

後援会に関する事務は、後援会の雇用する事務員が主に行っていたが、当該事務員が平成27年度途中で退職したのち、後任の事務員が補充されなかったため、以降は後援会の役員でもある中央看護専門学校職員（以下「学校職員」という。）が代わりに行っているとのことであった。

そこで、後援会の事務に関する書類等を確認したところ、本来であれば公費で負担すべきと思われる授業用資材や学校備品を、後援会費から購入していた事例や、後援会役員による口頭の許可のみで経費を支出し、書面による経費支出の決裁が行われていない事例等が見受けられた。

後援会は、在学生の保護者等からの会費収入によって運営される任意団体であり、その事務は本来、後援会の責任において行われるべきである。やむを得ず学校職員が後援会事務に関与する場合には、後援会との調整のもと、関与の範囲や責任について後援会会則等で定めるとともに、後援会の会計事務に関する規定を整備するなど、適正な事務の執行が確保される仕組みづくりが必要で

ある。

中央看護専門学校にあっては、後援会に対する学校職員の関与のあり方等について、今一度検討されたい。（中央看護専門学校）

(4) 預り金の管理について

各区民生子ども課及び支所区民福祉課では、社会福祉事務所長が必要と認めた場合、生活保護受給者から一時的に現金を預かる場合がある。生活保護受給者から預かった現金（以下「預り金」という。）の取扱いについては、健康福祉局が示した例に従い生活保護費等預り金管理規程を各区で定めている。

当該規程によれば、預り金保管台帳に必要事項を記入して預り金を保管すること、確実な保管のため、金融機関に預金口座を設け現金を預けること（ 3日以内に事務手続を完了する見込みがある場合はこの限りではない。）とされている。

さらに、預り金の処理については、保管してから概ね 1週間以内に事務手続を完了することとされている。

預り金の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア　3日以内に事務手続を完了する見込みがないにもかかわらず、預り金（千種区 6件74,286円、中区 7件 289,030円）を預金口座に預けることなく、金庫で保管していたもの（千種区、中区民生子ども課）

イ　特段の理由なく、長期間にわたって預り金（千種区 1件 1,000円、中区 5件 151,400円）が未処理となっていたもの（千種区、中区民生子ども課）

ウ　預り金管理台帳への必要事項の記載が漏れているもの（千種区、中区民生子ども課）

平成28年 9月 9日に公表された他区の監査結果のなかで同様の指摘がなされているにも関わらず、今回同様の事例が見受けられたのは誠に遺憾である。千種区及び中区民生子ども課にあっては、預り金管理台帳への必要事項の記載を確実に行うとともに、 3日以内に事務手続が完了する見込みのない場合には現金を預金口座に保管するなど、預り金を適正に管理されたい。また、処理に期間を要する特段の理由が認められない預り金が見受けられたことから、すみやかに事務手続を行われたい。

第４　意　見

１　適正な事務の執行体制（内部統制体制）の整備について

今回監査対象となった、健康福祉局及び各区では、これまでの定期監査における指摘に対し各種の会議等において周知徹底するとともに、要綱を改正するなどの再発防止に取り組んできたところである。

また、今回、主な監査実施対象とした課公所について調査を行ったところ、当該課公所の全てより、公金・金券類管理、物品購入事務についての自己点検に加え、他の局区室の定期監査結果等を周知するなど事務誤りの防止にも努めているとの回答があった。

しかしながら、今回の監査において、タクシー乗車券の取扱い等、過去に他の局区室に対して指摘した事例と同様の事例が見受けられた。周知が徹底されているのであれば、今回の監査までに改善が可能であったと思われるが、このような状況であったことは誠に遺憾である。

これは、過去に公表された他の局区室の指摘事項が対岸の火事のごとくとらえられており、リスクに対し自律的に対応していくという内部統制機能が組織として十分に機能していなかったことに起因しているのではないかと考えられる。

平成28年 3月16日公表の第31次地方制度調査会の答申でも、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、適正な事務の執行体制（内部統制体制）を整備し運用することを求めているところである。

今回の指摘事項に対して早急に措置を講じることはもちろんのこと、他の局区室の監査における指摘事項についても、自らの職場において同様のリスクはないかといった視点で点検し、適正な事務の執行体制（内部統制体制）の整備を促進されたい。

2　統計資料の公表について

健康福祉局では、名古屋市健康福祉年報を始めとする健康福祉行政に関する各種統計資料を本市ホームページ等で広く一般に公表している。

今回の監査において指摘しているところであるが、医療事故及びインシデントの公表について、統計資料の公表のタイミングが著しく遅れており、公表された統計資料の数値が誤っていたものが見受けられた。また、結核の管理検診の実施状況について、全ての管理検診受診者に対しレントゲン検査を実施したとの誤った内容を公表していた事例が見受けられた。

さらに、指摘には至らなかったものの、今回の監査において保健所における結核の管理検診の実施状況について確認したところ、実施に係る調整が長引いたことなどにより、管理検診が当初予定していた翌年度の実施となった場合の集計方法について、対象者数を当初予定した受診年度で整理する保健所がある一方、対象者数を実際の受診年度で整理する保健所もあり、保健所により集計年度が異なる事例が見受けられた。健康福祉局所管課に確認したところ、保健所により集計方法が異なることについては承知しているものの、集計方法を全市的に統一すると個々の保健所における年度間の数値の整合性が保たれなくなるとして、集計方法の異なる統計資料をそのまま公表しているとのことであった。

統計資料は、施策効果を把握するための重要な指標のひとつである。健康福祉局にあっては、公表する統計資料について数値の正確性に万全を期されたい。また、健康福祉行政に関する各種統計資料については、医療関係者や福祉関係者等に活用されているところである。こうした利用者が本市により公表されている統計資料を確認する際に、同一表中の集計方法が統一されていないことは想定しがたいのではないかと思われる。統計資料を閲覧、引用する利用者の目線に立った情報の提供に努められたい。

3　補助金の要綱等の見直しについて

本市では、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項については、他の法令、条例、規則に定めのある場合を除き、名古屋市補助金等交付規則の定めによることとされ、交付の具体的手続は、補助金ごとに定める要綱等に基づくこととされている。

今回の監査において、健康福祉局の所管する補助金に係る事務のうち一部を抽出し確認したところ、補助対象経費等が明確になっていなかった事例や、補助金の交付により造成した基金の運用状況等に係る確認が不十分であった事例が見受けられた。また、同時期に実施した財政援助団体監査においても、補助金の使途の確認が不十分であった事例が見受けられた。これらの事例は全て、補助事業の実績を把握するために必要な事項が要綱等に明記されていなかったことに起因していた。

補助金は、公益上必要がある場合において民間団体など第三者に資金を交付する制度であり、その効果が十分に評価・検証されることが肝要である。しかしながら、補助事業の実績を把握するために必要な事項が明記されていない要綱等に基づき交付事務を行っていた現状を鑑みると、補助金の効果が十分に評価・検証されているとは言い難い。このような状況を看過すると、補助金のもたらす効果ではなく、補助金を交付すること自体が事務の目的となってしまうのではないかと懸念される。

健康福祉局にあっては、所管する補助金の要綱等について、補助の効果が評価・検証できる仕組みとなっているか、今一度確認されたい。また、必要に応じ要綱等の改正を行うなど補助金事務の適正な執行を担保されたい。

監　査　種　別　　財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査

監　査　対　象　　公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
（事務所所在地：昭和区御器所通 3丁目12番地の 1）

上記団体の事業に関係する所管局の事務を含む。

監　査　期　間　　平成２８年　９月　８日から
平成２９年　５月　９日まで

監　査　結　果

（公益社団法人名古屋市シルバー人材センター分）

第１　監査結果の概要

健康福祉局所管の財政援助団体及び公の施設の指定管理者である公益社団法人名古屋市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）について、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、本市からの補助金及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る会計経理は適正に行われているか、公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているかなどについて、主として平成27年度（平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

（注）　文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第２　団体の概要

シルバー人材センターは、定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業の機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、昭和61年 3月に設立された。なお、会員数、就業実人員数及び就業延べ人員は第 1表のとおりである。

第 1表　会員数、就業実人員及び就業延べ人員　　（平成28年 3月31日現在）

区　分	東部支部	西部支部	南部支部	北部支部	合　計
会　員　数	2,158人	2,370人	1,975人	1,781人	8,284人
就業実人員	1,562人	1,731人	1,369人	1,251人	5,913人
就業延べ人員	197,193人	223,512人	166,906人	148,604人	736,215人

（注）1　就業実人員…少なくとも年 1回就業した会員の数

2　各支部の管轄区域は、次のとおりである。

東部支部…昭和区、瑞穂区、緑区、天白区

西部支部…北区、西区、中村区、中区

南部支部…熱田区、中川区、港区、南区

北部支部…千種区、東区、守山区、名東区

主な事業内容は、①臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する業務、②就業を希望する高齢者のため、就業機会を確保するために行う名古屋市の公の施設の指定管理業務等である。

これらの事業を運営するため、理事会、監事及び事務局が置かれており、事務局の職員数は46人（専務理事が兼務する事務局長を除く。嘱託員14人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

機構図　　（平成28年 3月31日現在）

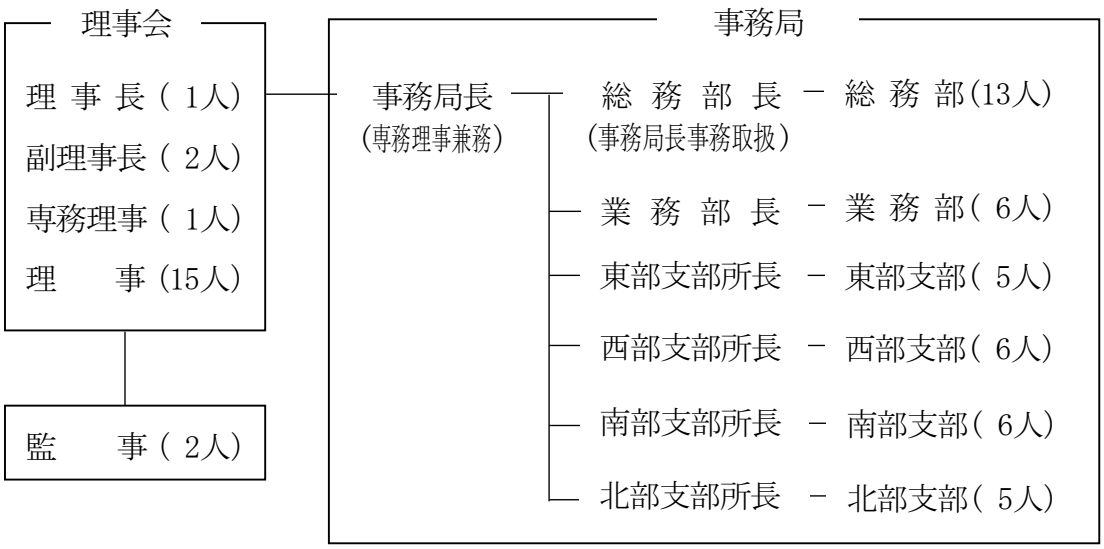

決算状況について、平成27年度及び平成26年度の比較正味財産増減計算書の概要は、第 2表のとおりである。

第 2表　比較正味財産増減計算書の概要

平成27年度　平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日
平成26年度　平成26年 4月 1日～平成27年 3月31日

科　　目	平成27年度	平成26年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
経常収益	3,127,013	3,040,797	86,216	102.8
経常費用	3,165,998	3,027,929	138,068	104.6
経常外収益	—	—	—	—
経常外費用	11	153	△ 142	7.4
当期一般正味財産増減額	△ 38,996	12,714	△ 51,710	—

(注)　平成27年度の当期一般正味財産増減額△38,996千円は、一般正味財産（積立金）にて補填された。

第３　補助金の交付

平成27年度において、本市はシルバー人材センターに対し、補助金 1億 5,296万円を交付している。補助金の概要については以下のとおりである。

高年者能力活用事業補助金

１　趣　旨

高齢者が有する豊かな経験・能力並びに技術を生かして、就業することによって、活力ある地域社会づくりを目的として、シルバー人材センターが行う以下に掲げる高年者能力活用事業に対して補助を行う。

(1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供

(2) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習

(3) 高齢者の就業に関する調査研究

(4) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

２　内　訳

区　分	内　容	補助金交付額
		千円
給料手当	職員給与等	94,353
臨時雇賃金	臨時職員賃金	4,270
法定福利費	職員社会保険料等	21,833
退職金掛金	職員派遣元団体への退職金掛金	5,136
福利厚生費	職員健康診断料等	137
旅費交通費	職員活動旅費等	191
通信運搬費	会員・発注者宛郵便料等	3,228
什器備品費	備品	506
消耗品費	消耗品	587
印刷製本費	事業開拓用チラシ作成費等	1,349
賃　借　料	共用自動車リース料等	323
諸　謝　金	就業機会創出員等謝金	14,884
委　託　費	電算保守料等	6,162
合　計		152,962

(注)　補助金の額は、補助対象事業に係る人件費および物件費について、本市予算に定める額（㉗ 153,270千円）の範囲内で交付するものとされている。

第４　指定管理事業の概要

１　業務の範囲

シルバー人材センターは、本市から公の施設の指定管理者として指定を受け、指定期間を平成25年 4月 1日から平成29年 3月31日までとし、就業支援センターの管理運営を行っている。

指定管理者が行う主な業務範囲は、①高齢者の就業に関する相談、②高齢者の就業に関する情報の収集及び提供、③高齢者のための就業に必要な技能等の付与を目的とした講習の実施、④施設の提供に関すること等であり、第 3表のとおり職員を配置している。

第 3表　職員配置　（平成28年 3月31日現在）

就業支援センター 参事 1人、主幹 1人、次長 2人（主幹事務取扱 1人を含む。）、 主事 2人、嘱託員 5人（次長を務める嘱託員 1人を除く。）

２　事業状況

就業支援センターの主な事業実績は第 4表のとおりである。

第 4表　就業支援センターの主な事業実績

区　分	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件　数	延べ人数	件　数	延べ人数	件　数	延べ人数
	件	人	件	人	件	人
就業相談	―	4,729	―	4,479	―	4,125
情報提供	27	447	20	432	25	511
技能講習	319	6,480	431	8,781	396	7,893
貸室利用	519	19,956	436	15,990	474	18,949

（注）　情報提供…高齢者の就業に関する講演会の開催件数及び参加者の延べ人数

3　指定管理料の支出

就業支援センターの管理に係る収支状況は、第 5表のとおりである。

第 5表　就業支援センターの管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科　目	決算額	科　目	決算額
	千円		千円
指定管理料	87,275	管理運営費	95,029
その他収入	4,479	（人件費を含む）	
収入合計	91,754	支出合計	95,029

(注)　収入から支出を差し引いた額△ 3,275千円は、一般正味財産（積立金）にて補填された。

第５　指　摘　事　項

１　未収金の督促事務について

シルバー人材センターでは、仕事の発注者と請負又は委任契約を締結し、会員に仕事を提供する高年者能力活用事業を行っている。

契約金に係る未収金等の督促事務について定められた公益社団法人名古屋市シルバー人材センター未収金督促事務要領（以下「未収金督促事務要領」という。）によると、督促の開始時期については、入金の遅れている発注者に対し、少なくとも就業月の翌々月を経過する前に督促を開始するとされている。

契約金に係る未収金の督促事務について未収金督促事務記録簿を確認したところ、平成27年度に不納欠損処理した10件のうち、 6件について、督促の開始時期が、就業月の 3か月以後となっている事例が見受けられた。

シルバー人材センターにあっては、未収金督促事務要領に従い、就業月の翌々月を経過する前に督促を開始されたい。

２　切手の管理について

公益社団法人名古屋市シルバー人材センター財務規則によると、切手については郵券等受払簿を備え、記録しなければならないとされている。

西部支部における切手の管理状況について確認したところ、郵券等受払簿の残高と実際の残高に差異が生じていた。

シルバー人材センターにあっては、郵券等受払簿の残高と実際の残高に差異が生じていた原因を調査するとともに、今後は受け払いの都度正確に郵券等受払簿に記帳し、適正に切手を管理されたい。

（健康福祉局関係分）

第１　監査結果の概要

シルバー人材センターに対する監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、シルバー人材センターに対する事務の執行について監査を実施した。

第２　指　摘　事　項

特になし

第３　意　見

シルバー人材センターへの指導監督について

本市では、高年者能力活用事業を実施するシルバー人材センターに対して、補助金を交付している。

今回の監査では、この事業における契約金に係る未収金の督促事務について、平成27年度に不納欠損処理した10件のうち、 6件について、督促の開始時期が、就業月の 3か月以後となっている事例が見受けられた。

近年、発注者との契約金額が増加している中で、このように事務処理が遅れる状況が続けば、不納欠損額の拡大につながり、事業執行の妨げとなる恐れがある。

シルバー人材センターの所管局である健康福祉局にあっては、補助対象事業の適正な執行が確保できるよう、契約金に係る未収金の債権管理の状況を調査するなど、指導監督に努められたい。

監　査　種　別　　財政援助団体監査

監　査　対　象　　名古屋市商店街振興組合連合会
（事務所所在地：中区栄二丁目 5番 1号）

上記団体の事業に関係する所管局の事務を含む。

監　査　期　間　　平成２８年　９月　８日から
平成２９年　５月　９日まで

監　査　結　果

（名古屋市商店街振興組合連合会分）

第１　監査結果の概要

市民経済局所管の財政援助団体である名古屋市商店街振興組合連合会（以下「名商連」という。）について、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、本市からの補助金に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る会計経理は適正に行われているかなどについて、主として平成27年度（平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

（注）　文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第２　団体の概要

名商連は相互扶助の精神に基づき、協同して必要な経済事業を行うとともに、地区内商店街の環境の整備改善を図り、もって商店街の健全な発展に寄与し、併せて公共の福祉の増進に資することを目的として、昭和38年10月に設立された。なお、組合数及び加盟店舗数は第 1表のとおりである。

第 1表　組合数及び加盟店舗数　　（平成28年 3月31日現在）

支部	組合数	加盟店舗数	支部	組合数	加盟店舗数
千種	10	611	瑞穂	6	156
東	2	61	熱田	5	201
北	8	211	中川	4	146
西	5	141	港	5	109
中村	6	244	南	6	193
中北	13	624	名東	5	164
中南	9	440	天白	5	364
昭和	4	94	計	93	3,759

主な事業内容は、①商店街の組織強化、②人材育成事業、③商店街活性化事業、④安心・安全・快適まちづくりへの貢献等である。

これらの事業を運営するため、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は 7人（専務理事が兼務する事務局長を除く。）となっている。機構及び職員配置状況は次図のとおりである。

機構図　　（平成28年 3月31日現在）

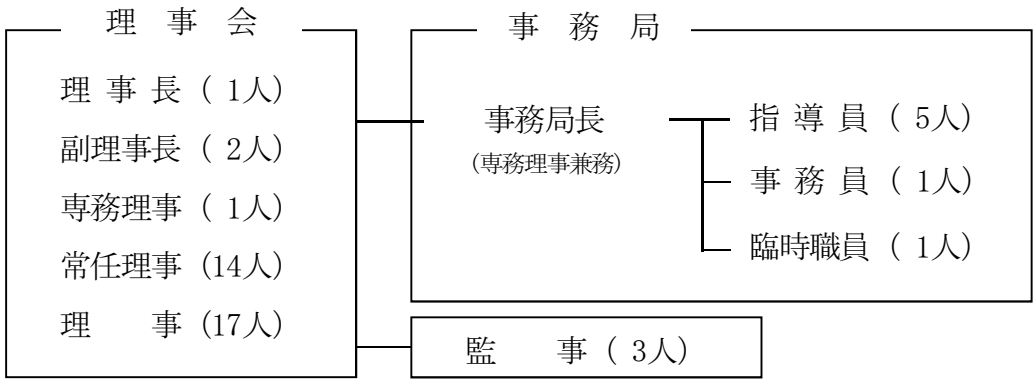

決算状況について、平成27年度及び平成26年度の比較損益計算書の概要は、第2表のとおりである。

第 2表　比較損益計算書の概要

平成27年度　平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日
平成26年度　平成26年 4月 1日～平成27年 3月31日

科　　目	平成27年度	平成26年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
事業総利益	176,199	670,979	△ 494,779	26.3
事業費	221,000	729,370	△ 508,369	30.3
事業外収益	46,913	58,440	△ 11,526	80.3
事業外費用	1,000	2,717	△ 1,717	36.8
経常利益又は経常損失（△）	1,112	△ 2,668	3,781	—

第３　補助金の交付

平成27年度において、本市は名商連に対し、補助金 4,322万円を交付している。各補助金の概要については以下のとおりである。

１　名古屋市商店街活性化推進指導員設置費補助金

(1) 趣　旨

商店街の活性化及び振興に寄与することを目的とし、商店街活性化推進指導員が行う商店街団体の活性化推進のための指導事業に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内　訳

区　分	内　容	補助金交付額
俸　　給	俸給	千円 14,172
諸　手　当	扶養手当、通勤手当等	6,184
福利厚生費	健康保険料、厚生年金保険料等	3,778
施設借上料	活性化指導施設借上料	236
合　計		24,371

(注)　補助金の額は、補助対象経費（㉗31,466千円）について、予算に定める額（㉗24,371千円）の範囲内で交付するものとされている。

2　名古屋市商店街振興組合連合会事業費補助金

(1) 趣　旨

商店街の活性化及び振興に寄与することを目的とし、名商連が行う商店街の活性化推進のための事業に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内　訳

区　分		内　容	補助金交付額
組合事業	会員研修事業費	商業施設などの調査・視察等に要する経費	千円 2,430
	ＩＴ推進事業費	ホームページなどの管理運営・研修等に要する経費	
	教育情報事業費	会員向け機関紙の発行等に要する経費	
指導事業	組織強化事業費	会員の組織強化、会計・登記事務などの指導・支援等に要する経費	
	青年部強化事業費	青年部強化のための各種事業・研修等に要する経費	
	委員会事業費	各種委員会の開催・運営等に要する経費	
	商店街振興事業費	会員の行う各種事業の指導・支援等に要する経費	
合　計			2,430

(注)　補助金の額は、補助対象経費（㉗ 8,169千円）の 2分の 1以内であって、予算に定める額（㉗ 2,430千円）の範囲内で交付するものとされている。

3　名古屋市商工業団体振興補助金（商店街消費喚起促進事業）

(1) 趣　旨

本市の中小企業及び中小商工業者の振興を図るとともに、活気と魅力ある商業地づくりに寄与することを目的とし、プレミアム付商品券の発行に合わせ、商店街における消費活動の拡大を図るために実施する集客力、販売力等を高める事業に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内　訳

区　分	内　容	補助金交付額
		千円
装飾設備費	会場装飾・設営に要する経費等	6,727
委　託　料	企画運営委託料等	1,788
印刷製本費	ポスター・チラシの作成費等	5,138
報　償　費	アルバイト賃金等	237
景品類購入費	販売促進と連動した景品類	2,529
合　計		16,422

(注)　補助金の額は、25,000千円を限度とされている。

第4　指　摘　事　項

補助事業に係る基礎資料の整理について

本市は、名商連の行う商店街の活性化推進のための事業に対して、名古屋市商店街振興組合連合会事業費補助金（以下「事業費補助金」という。）を交付している。

実地検査において、具体的にどの経費に事業費補助金が充当されているか会計帳簿に基づき確認したところ、直ちに判別することが困難であった。なお、後日補助金の使途について仕訳された資料が提示され、確認することができた。

名商連にあっては、日頃から明細等の基礎資料を整理し、常に補助金が充当された経費を判別できるよう改められたい。

（市民経済局関係分）

第１　監査結果の概要

名商連に対する監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、名商連に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第２　指　摘　事　項

補助対象経費としての適否に係る基準について

本市は、名商連に対し事業費補助金を交付しているが、補助対象経費については、名古屋市商店街振興組合連合会事業費補助金交付要綱において概括的に定められているのみで、一部を除き事務の取扱いの基準は定められていない。

名商連及び市民経済局がどのように補助対象経費としての適否を判断しているか、実務上の取扱いを確認したところ、基準が定められていた一部を除き、考え方が整理された手引やマニュアル等によるものではなく運用により行われていた。

現状を踏まえると、同様の使途であっても担当する職員によって異なる判断となることも懸念されるところであり、当該要綱のような概括的な定めの下で補助金交付事務を適切に執行するためには、補助対象外となる使途を例示するなど一定の基準を定め、個別具体的な使途における補助対象経費としての適否について、申請及び精算にあたり継続的かつ統一的な判断がなされるよう努めるべきである。

市民経済局にあっては、補助対象経費としての適否に対する考え方を今一度整理し、事務取扱基準として規定するなど改善を図られたい。　　（地域商業課）

監　査　種　別　　財政援助団体監査

監　査　対　象　　名古屋浴場商業協同組合
（事務所所在地：中区千代田三丁目 9番14号）

上記団体の事業に関係する所管局の事務を含む。

監　査　期　間　　平成２８年　９月　８日から
平成２９年　５月　９日まで

監　査　結　果

（名古屋浴場商業協同組合分）

第１　監査結果の概要

健康福祉局所管の財政援助団体である名古屋浴場商業協同組合（以下「浴場組合」という。）について、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、財政援助に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る会計経理は適正に行われているかなどについて、主として平成27年度（平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

（注）　文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第２　団体の概要

浴場組合は、名古屋市内で公衆浴場業を営む者をその組合員とし、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として、昭和33年 7月に設立された。なお、組合員数は第 1表のとおりである。

第 1表　組合員数　　（平成28年 3月31日現在）

支　部	組合員数	支　部	組合員数
千　種	5	瑞　穂	8
東	4	熱　田	2
北	6	中　川	5
西	7	港	4
中　村	16	南	11
中	3	守　山	2
昭　和	6	緑	1
		計	80

主な事業内容は、①組合員の取り扱う燃料その他必要物資の共同購入又はあっ旋、②営業施設の改善と経営技術の向上に資する為の指導又は研究等である。

これらの事業を運営するため、理事会、監事、顧問及び事務局が置かれており、職員数は 2人である。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

機構図　　（平成28年 3月31日現在）

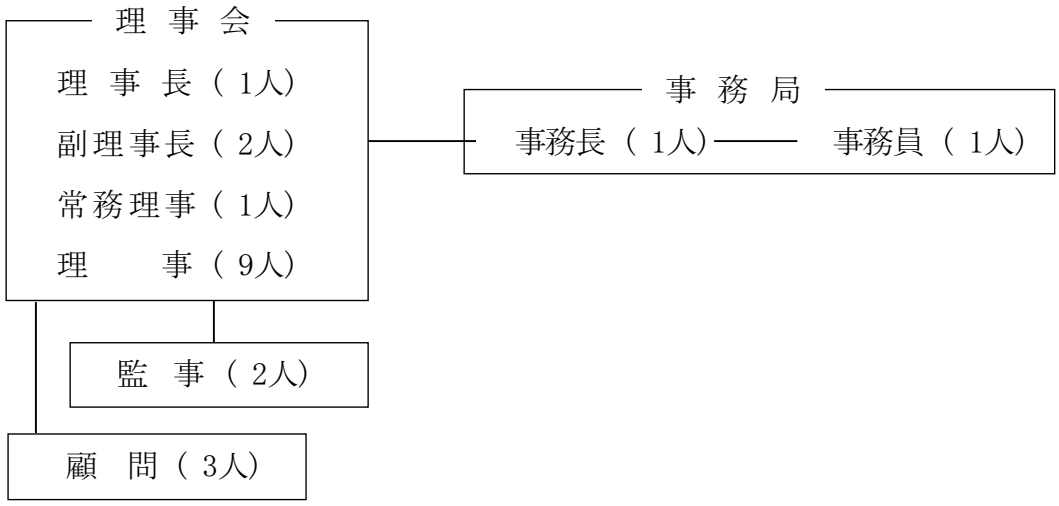

決算状況について、平成27年度及び平成26年度の比較損益計算書の概要は、第2表のとおりである。

第 2表　比較損益計算書の概要

平成27年度　平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日
平成26年度　平成26年 4月 1日～平成27年 3月31日

科　　目	平成27年度	平成26年度	比較 増△減	前年度 対比
（一般会計）	千円	千円	千円	%
売上高等	22,653	64,238	△ 41,585	35.3
売上原価等	24,311	66,366	△ 42,054	36.6
営業外収益	1,988	3,245	△ 1,257	61.3
営業外費用	—	—	—	—
経常利益	329	1,118	△ 788	29.5
（特別会計） 補助事業（上下水道） 特別会計	38,642	41,231	△ 2,589	93.7
補助事業（高齢者ふれあい入浴） 特別会計	18,193	19,244	△ 1,051	94.5

（注）　本市からの補助金の一部は、年度末に額を確定し出納整理期間に浴場組合に対し交付しており、浴場組合の決算年度区分は、補助金の収入日に基づいている。したがって、浴場組合における補助金の年度区分と本市予算における補助金の年度区分は一致していない。

第３　補助金の交付

平成27年度において、本市は浴場組合に対し、補助金 5,705万円を交付している。各補助金の概要については以下のとおりである。

１　名古屋市公衆浴場助成金

(1) 趣　旨

経営困難等により転業又は廃業傾向にある浴場の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び市民の健康増進に寄与することを目的とし、業として市内で公衆浴場を経営する者（以下「浴場業者」という。）の経営及び浴槽水の水質検査に対して助成を行う。

(2) 内　訳

区　分	内　容	補助金交付額
		千円
浴槽容積別助成金	市内の浴場業者の経営への助成	37,468
水質検査助成金	浴槽水の水質検査への助成	766
合　計		38,234

(注)　補助金の額は、予算に定める額（㉗45,701千円）の範囲内で交付するものとされている。

２　名古屋市公衆浴場高齢者ふれあい支援事業補助金

(1) 趣　旨

高齢者に入浴と集いの場を提供し、相互の親睦と心身の健康増進を図ることを目的として行う、以下の事業に対して補助を行う。

ア　高齢者ふれあい入浴事業

市内在住の65歳以上の者に対し、毎月15日（ 9月は 5日及び15日）に入浴料金 100円で公衆浴場を利用に供する事業

イ　健康相談及び健康教室

高齢者ふれあい入浴事業の開始前に、保健師による健康相談及び健康教室

を実施する事業

(2) 内　訳

ア　高齢者ふれあい入浴事業

区　分	内　容	補助金交付額
		千円
助　成　金	浴場業者が実施した事業への助成	18,090
合　計		18,090

(注)　補助金の額は、予算に定める額（㉗20,826千円）の範囲内で交付するものとされている。

イ　健康相談及び健康教室

区　分	内　容	補助金交付額
		千円
助　成　金	浴場業者が実施した事業への助成	374
報　奨　金	講師に対する報奨金	260
事　務　費	浴場組合が補助事業に要した事務費	100
合　計		735

(注)　補助金の額は、予算に定める額（㉗ 1,273千円）の範囲内で交付するものとされている。

第４　指　摘　事　項

１　公衆浴場助成金に関するもの

(1)　浴槽容積別助成金に係る実績報告について

本市は、浴場業者に対して浴槽総容積及び営業日数に応じた浴槽容積別助成金を交付している。名古屋市公衆浴場助成金交付要綱及び名古屋市公衆浴場助成金交付要領（以下「要綱等」という。）によると、助成金の交付の決定を受けた浴場業者は、実績報告書に営業日数を記載した営業実績書を添付し市長に提出することとされ、浴場組合に属する浴場業者は組合を通じて手続を行うこととされている。

浴場組合が提出した実績報告書を確認したところ、平成28年度上半期分について、実際には営業していない日を営業日数に算入して報告されている事例が見受けられた。なお、実地検査時点において、健康福祉局の検査確認の途中であり、誤った実績報告は直ちに訂正され、助成金の誤交付には至らなかった。

浴場組合にあっては、実際の営業日数を確実に点検した上で、適正に実績報告を行われたい。

(2)　水質検査助成金に係る実績報告について

本市は、浴場業者に対して水質検査助成金を交付している。要綱等によると、助成金の交付の決定を受けた浴場業者は、実績報告書に検査費領収書及び検査成績一覧を添付の上、市長に提出することとされ、浴場組合に属する浴場業者は組合を通じて手続を行うこととされている。

浴場組合が提出した実績報告書を確認したところ、提出時に水質検査に係る検査費領収書及び検査成績一覧が添付されていなかった。なお、検査成績一覧については、委託業者から浴場組合に一括して送付され、開封されないまま浴場組合から提出されていた。

浴場組合にあっては、要綱等に従い、検査費領収書及び検査成績一覧を実績報告書に添付し、適正に実績報告を行われたい。

２　公衆浴場高齢者ふれあい入浴事業に係る事業実施の点検について

本市は、浴場組合に対し、公衆浴場高齢者ふれあい入浴事業を実施した公衆浴場 1ヶ所につき 1回18,000円の補助を行っている。

浴場組合が提出した実績報告書を確認したところ、平成28年度上半期分について、休業により事業を実施していないにもかかわらず、支部担当者の確認不足により、浴場業者が事業を実施したものとして実績報告がなされ、浴場組合が補助金を申請している事例が見受けられた。なお、実地検査時点において、健康福祉局の検査確認後、支出事務の途中であり、誤った実績報告は直ちに訂正され、補助金の誤交付には至らなかった。

浴場組合にあっては、浴場業者の事業実施を確実に点検した上で、補助金の申請手続を行われたい。

（健康福祉局関係分）

第１　監査結果の概要

浴場組合に対する監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、浴場組合に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第２　指　摘　事　項

１　公衆浴場助成金に関するもの

(1) 浴槽容積別助成金の使途の確認について

健康福祉局における浴場業者に対する浴槽容積別助成金の交付事務について、前回の監査において、健康福祉局が各浴場業者の上下水道使用量を把握しておらず、営業実態の把握が不十分であることを指摘した結果、健康福祉局では、正確な上下水道使用量を把握するよう事務が改善された。

この健康福祉局が把握している各浴場業者の上下水道使用量に基づき、上下水道料金を試算したところ、上下水道料金を上回る助成金の交付を受けている浴場業者が散見された。

要綱等によると、助成金の交付金額は、浴槽総容積に着目し、浴場の浴槽総容積の区分に対応する水道及び下水の助成基準水量にそれぞれ営業日数を乗じて算出される水量の上下水道料金相当額とされている。また、助成金の使途は、浴場業の維持運営に必要な経費に充当するものとされており、助成金額は実際の上下水道料金に限られるものではない。しかし、助成金が上下水道料金以外のどのような経費に充当されたのかについては調査されておらず、確認することができなかった。

健康福祉局にあっては、助成金が浴場業の維持運営に必要な経費に充当され

たことが明確になるよう、その使途について確認されたい。　（環境薬務課）

(2) 水質検査助成金に係る実績報告について

本市は、浴場業者に対して水質検査助成金を交付している。要綱等によると、助成金の交付の決定を受けた浴場業者は、実績報告書に検査費領収書を添付の上、市長に提出することとされ、浴場組合に属する浴場業者は組合を通じて手続を行うこととされている。

浴場組合から提出された実績報告書を確認したところ、水質検査に係る検査費領収書が添付されていなかった。

健康福祉局にあっては、要綱等に従い、検査費領収書の添付を確実に点検した上で、助成金の支出事務を行われたい。　（環境薬務課）

2　公衆浴場高齢者ふれあい入浴事業に係る事業実施の点検について

本市は、浴場組合に対して公衆浴場高齢者ふれあい入浴事業を実施した公衆浴場 1ヶ所につき 1回18,000円の補助を行っている。

浴場組合から提出された実績報告書を確認したところ、平成28年度上半期分について、休業により事業を実施していないにもかかわらず、支部担当者の確認不足により、浴場業者が事業を実施したものとして実績報告がなされ、浴場組合が補助金を申請している事例が見受けられた。なお、実地検査時点において、健康福祉局の検査確認後、支出事務の途中であり、誤った実績報告は直ちに訂正され、補助金の誤交付には至らなかった。

健康福祉局にあっては、営業実績を確実に点検した上で、補助金の支出事務を行われたい。　（高齢福祉課）

監　査　種　別　　公の施設の指定管理者監査

監　査　対　象　　ＫＮＳ共同事業体
（事務所所在地：東京都渋谷区代々木五丁目40番13号）

上記団体の事業に関係する所管局の事務を含む。

監　査　期　間　　平成２８年　９月３０日から
平成２９年　４月２６日まで

監　査　結　果

（ＫＮＳ共同事業体分）

第１　監査結果の概要

観光文化交流局所管の公の施設の指定管理者であるＫＮＳ共同事業体について、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、ＫＮＳ共同事業体を、公の施設である名古屋市公会堂（以下「公会堂」という。）の指定管理者に指定している。

今回の監査は、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているか、公の施設の管理が協定に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成27年度（平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(注)　文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第２　事業の概要

１　業務の範囲

ＫＮＳ共同事業体は、本市から公の施設の指定管理者として指定を受け、指定期間を平成26年 4月 1日から平成28年 3月31日までとし、公会堂の管理運営を行っている。

指定管理者の主な業務の範囲は、①一般の利用に供すること、②使用の許可に関すること、③維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること等であり、第 1表のとおり職員を配置している。

第 1表　職員配置（平成28年 3月31日現在）

館長 1人、館長代理 1人、管理業務員 6人、劇場業務員 6人、設備業務員 3人

（注）非正規雇用を含む。

２　事業状況

公会堂の利用状況は第 2表のとおりである。

第 2表　利用状況

区　分	平成26年度	平成27年度
利用可能日数	3,130日	3,355日
利 用 日 数	2,237日	2,330日
利　用　率	71.5%	69.4%
利 用 者 数	320,813人	358,225人

（注）　1　利用可能日数、利用日数及び利用者数は、大ホール、四階ホール、集会室（ 7室)、和室、特別室について、施設ごとの利用可能日数、利用日数及び利用者数を合計した。

2　利用率＝利用日数／利用可能日数

第３　指定管理料の支出

平成27年度において、本市はＫＮＳ共同事業体に対し、指定管理料 5,308万円を支出している。また、公会堂は利用料金制を導入しており、施設の管理に係る収支状況は第 3表のとおりである。

第 3表　公会堂の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科　目	決算額	科　目	決算額
	千円		千円
指定管理料	53,089	管理運営費	175,053
利用料金収入	118,363	（人件費を含む）	
その他収入	6,702		
収入合計	178,156	支出合計	175,053

第４　指摘事項

特になし

（観光文化交流局関係分）

第１　監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第 199条第 4項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、公会堂に係る事務の執行について監査を実施した。

第２　指摘事項

特になし

監　査　種　別　　公の施設の指定管理者監査

監　査　対　象　　名古屋市文化振興事業団・日本管財グループ
（事務所所在地：名古屋市中区栄三丁目18番 1号）

上記団体の事業に関係する所管局の事務を含む。

監　査　期　間　　平成２８年　９月３０日から
平成２９年　４月２６日まで

監　査　結　果

（名古屋市文化振興事業団・日本管財グループ分）

第１　監査結果の概要

観光文化交流局所管の公の施設の指定管理者である名古屋市文化振興事業団・日本管財グループについて、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、名古屋市文化振興事業団・日本管財グループを、公の施設である名古屋市青少年文化センター（以下「青少年文化センター」という。）の指定管理者に指定している。

今回の監査は、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているか、公の施設の管理が協定に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成27年度（平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

（注）　文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第２　事業の概要

１　業務の範囲

名古屋市文化振興事業団・日本管財グループは、本市から公の施設の指定管理者として指定を受け、指定期間を平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日までとし、青少年文化センターの管理運営を行っている。

指定管理者の主な業務の範囲は、①一般の利用に供すること、②使用の許可に関すること、③維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること等であり、第 1表のとおり職員を配置している。

第 1表　職員配置（平成28年 3月31日現在）

館長 1人、館長代理 1人、管理業務員 7人、劇場業務員 2人

（注）非正規雇用を含む。

２　事業状況

青少年文化センターの利用状況は第 2表のとおりである。

第 2表　利用状況

区　分	平成26年度	平成27年度
利用可能日数	5,254日	5,273日
利 用 日 数	5,018日	5,025日
利　用　率	95.5%	95.3%
利 用 者 数	225,723人	225,375人

（注）　1　利用可能日数、利用日数及び利用者数は、ホール、リハーサル室、練習室（ 3室)、音楽室（ 3室)、スタジオ（ 2室)、ビデオルーム、編集室、研修室（ 5室）について、施設ごとの利用可能日数、利用日数及び利用者数を合計した。

2　利用率＝利用日数／利用可能日数

第３　指定管理料の支出

平成27年度において、本市は名古屋市文化振興事業団・日本管財グループに対し、指定管理料 8,974万円を支出している。また、青少年文化センターは利用料金制を導入しており、施設の管理に係る収支状況は第 3表のとおりである。

第 3表　青少年文化センターの管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科　目	決算額	科　目	決算額
	千円		千円
指定管理料	89,744	管理運営費	165,908
利用料金収入	69,807	（人件費を含む）	
その他収入	11,035		
収入合計	170,587	支出合計	165,908

第４　指摘事項

特になし

（観光文化交流局関係分）

第１　監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第 199条第 4項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、青少年文化センターに係る事務の執行について監査を実施した。

第２　指摘事項

特になし

監　査　種　別　　公の施設の指定管理者監査

監　査　対　象　　太陽・近鉄グループ
（事務所所在地：福岡県福岡市博多区東公園 6番21号）

上記団体の事業に関係する所管局の事務を含む。

監　査　期　間　　平成２８年　９月３０日から
平成２９年　５月　９日まで

監　査　結　果

（太陽・近鉄グループ分）

第１　監査結果の概要

健康福祉局所管の公の施設の指定管理者である太陽・近鉄グループについて、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、太陽・近鉄グループを、公の施設である名古屋市立第二斎場（以下「第二斎場」という。）の指定管理者に指定している。

今回の監査は、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているか、公の施設の管理が協定に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成27年度（平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

（注）　文中では万円未満の端数を切り捨てた。

第２　事業の概要

１　業務の範囲

太陽・近鉄グループは、本市から公の施設の指定管理者として指定を受け、指定期間を平成27年 4月 1日から平成31年 3月31日までとし、第二斎場の管理運営を行っている。

指定管理者の主な業務の範囲は、①一般の利用に供すること、②使用の許可に関すること、③使用料の徴収に関すること、④維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること等であり、第 1表のとおり職員を配置している。

第 1表　職員配置（平成28年 3月31日現在）

斎場長 1名、副斎場長 1名、事務長 1名、事務員 4名、各棟セクションリーダー 3名、各棟セクション副リーダー 3名、作業員17名、維持管理責任者 1名、清掃・管理責任者 1名、植栽管理者 1名、清掃員 9名

（注）非正規雇用を含む。

２　事業状況

第二斎場の利用状況は第 2表のとおりである。なお、第二斎場は平成27年 7月13日に供用開始となっている。

第 2表　火葬件数（平成27年度）

区分	市内	市外	合計
大人	3,896件	416件	4,312件
子ども	10件	3件	13件
死産児	35件	3件	38件
合計	3,941件	422件	4,363件

第３　指定管理料の支出

平成27年度において、本市は太陽・近鉄グループに対し、指定管理料 2億5,324万円を支出している。なお、地方自治法第 244条の 2第 8項に基づく利用料金制は導入していない。

第４　指摘事項

特になし

（健康福祉局関係分）

第１　監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第 199条第 4項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、第二斎場に係る事務の執行について監査を実施した。

第２　指摘事項

特になし

名古屋市議会正副議長の人事異動

渡辺義郎議長は平成29年 5月17日選挙された。

橋本ひろき副議長は平成29年 5月17日選挙された。

特別職人事異動

平成29年５月19日付

監査委員任命	（市会議員）	藤　沢　ただまさ
監査委員任命	（市会議員）	岡　本　やすひろ

平成29年５月19日付

監査委員解職	（市会議員）	中　川　貴　元
監査委員解職	（市会議員）	小　川　としゆき